東かがわ市過疎地域持続的発展計画 (令和3年度~令和7年度)

令和3年9月

香川県東かがわ市

1 基本的な事項	 1
(1)東かがわ市の概況	 1
(2)人口及び産業の推移と動向	 3
(3) 行財政の状況	 5
(4) 持続的発展の基本方針	 7
(5)持続的発展のための基本目標	 8
(6)計画の達成状況の評価に関する事項	 9
(7)計画期間	 9
(8)公共施設等総合管理計画との整合	 9
2 移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成	 11
(1)現況と問題点	 11
アー移住・定住	 11
イ 地域間交流	 11
ウ 人材の育成	 11
(2) その対策	 11
(3)事業計画	 12
(4)公共施設等総合管理計画との整合	 13
3 産業の振興	 14
(1)現況と問題点	 14
アー農業の振興	 14
イ 林業の振興	 14
ウ 漁業の振興	 15
エ 工業の振興	 15
オー商業の振興	 15
カー観光の振興	 16
キー港湾漁港の整備	 16
(2) その対策	 16
(3)事業計画	 19
(4) 産業振興促進事項	 22
(5)公共施設等総合管理計画との整合	 23
4 情報化の推進	 24
(1)現況と問題点	 24
(2) その対策	 24
(3)事業計画	 24
(4)公共施設等総合管理計画との整合	 25

5	交通施設の整備、	交通手段の確保		•	•	٠	•	•	26
(1)現況と問題点			•	•	٠	•	•	26
	ア 交通施設の整	備		•	•		•	•	26
	イ 交通手段の確	E 保		•	•	٠	•	•	26
(2)その対策			•	•		•	•	26
(3)事業計画			•	•		•	•	27
(4)公共施設等総合	r管理計画との整合		•	•	•	•	•	28
6	生活環境の整備			-					29
(1)現況と問題点				•				29
	アー上水道				•				29
	イ 下水道								29
	ウ 消防・防災体	制			•				29
	工 交通安全対策	Ę		•			•		29
	才 市営住宅			•	•		•		29
	カ ごみ・し尿処	l理					•	•	30
	キ 斎苑						•	•	30
	ク 浸水対策			•	•		•	•	30
(2)その対策			•	•		•	•	30
(3)事業計画						•	•	33
(4)公共施設等総合	管理計画との整合	٠.	•	•	•	•	•	34
7	子育て環境の確保	県、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進							35
(1)現況と問題点			•	•		•	•	35
	ア 子育て環境の	確保		•	•	٠	•	•	35
	イ 高齢者の保健	・福祉		•	•	•	•	•	35
	ウ 低所得者			•	•	•	•	•	35
	エ 障がい者(児	B) 福祉		•	•	•	•	•	36
(2)その対策			•	•	•	•	•	36
(3)事業計画			•	•	٠	•	•	39
(4)公共施設等総合	î 管理計画との整合		•	•	•	•	•	41
8	医療の確保								42
(1)現況と問題点			•		٠	•	•	42
(2)その対策			•		٠	•	•	42
(3)事業計画						•		42
(4)公共施設等総合	î 管理計画との整合			•		•		44

9 教育の振興	 45
(1)現況と問題点	 45
アー幼児教育	 45
イ 義務教育	 45
ウ・生涯学習	 45
エ スポーツ振興	 46
(2)その対策	 46
(3)事業計画	 48
(4)公共施設等総合管理計画との整合	 50
10 集落の整備	 51
(1)現況と問題点	 51
(2)その対策	 51
(3)事業計画	 51
(4)公共施設等総合管理計画との整合	 52
11 地域文化の振興等	 53
(1)現況と問題点	 53
(2)その対策	 53
(3)事業計画	 53
(4)公共施設等総合管理計画との整合	 54
12 再生可能エネルギーの利用の推進	 55
(1)現況と問題点	 55
(2)その対策	 55
(3)事業計画	 55
(4)公共施設等総合管理計画との整合	 56
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	 57
【自然環境の保全と再生】	
(1)現況と問題点	 57
(2) その対策	 57
(3)事業計画	 57
(4)公共施設等総合管理計画との整合	 58
14 過疎地域持続的発展特別事業	 59

1 基本的な事項

(1) 東かがわ市の概況

ア 東かがわ市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

自然的条件

本市は、香川県の東端に位置しています。東南は、東西に連なる阿讃山脈によって徳島県に接し、西はさぬき市に隣接し、東北は播磨灘に臨み、高松市と徳島市のほぼ中間に位置する自然環境に恵まれた地域です。瀬戸内海に注ぐ馬宿川、小海川、新川、湊川、与田川、番屋川などの流域に平野部が開け、市街地と田園地を形成しています。

市の面積は152.86km² (東西 21.6km、南北 13.4km) で、そのうち約68%が山林、約32%が平地です。気候は、比較的晴天の日が多く降水量の少ない瀬戸内海特有の温暖で穏やかな気候です。

〇 歴史的条件

東かがわ市は古代の令制により設置された大内郡に相当します。天平19 (747) 年の法隆寺伽藍縁起并流記資財帳に寺領として「大内郡一処」とあるのが、大内郡の文献上の初見です。平安時代の百科事典である『和名抄』には大内郡に引田・白鳥・入野・与泰の4郷があると記されています。

江戸時代には大内郡は35村、明治23(1890)年の町村制による合併により10村となりました。明治32(1899)年に大内郡は隣郡の寒川郡(現在のさぬき市)と合併して大川郡となりました。

昭和の町村合併促進法により引田町・白鳥町・大内町の3町となり、昭和40年代には3町合併の取組みもありましたが、合併には至りませんでした。しかしその後も民間では合併に関する地道で粘り強い運動が続けられてきました。

平成11 (1999) 年に、大川郡引田町・白鳥町・大内町の3町で合併研究会を発足させ、平成12 (2000)年には法定の合併協議会に移行し、平成15 (2003)年に香川県7番目の市として「東かがわ市」が発足しました。

〇 社会的条件

本市の人口は、若者世代の減少や出生率の低下により少子化となり、加えて社会的な人口流 出が続き、一方で高齢化が進みました。このような要因が重なって人口減少が進み、同時に少 子高齢化が進んできたと考えられます。

交通については、本市の臨海部を東西に通っている片側1車線の国道11号が、主な幹線道路かつ生活道路ですが、朝夕を中心に渋滞が頻発し、住民生活や産業振興の面で不便をきたしていました。高松自動車道の4車線化が完成したことや、国道11号大内白鳥バイパスの一部が供用開始されたことにより、国道11号の渋滞はやや緩和されましたが、今後、国道11号大内白鳥バイパスの全線開通により、さらなる利便性の向上が期待されます。市内には、引田IC(インターチェンジ)、白鳥大内ICと引田BS(バスストップ)、大内BSが設けられており、京阪神経済圏、文化圏から人や物を呼び込む香川県の東の玄関口となっています。

また、国道11号に並行してJR高徳線が走っており、本市には、讃岐相生駅、引田駅、讃岐白鳥駅、三本松駅、丹生駅の5つの駅があります。さらに、本市は高松空港と徳島空港のほぼ中間に位置しており、2つの空港を利用することができます。

〇 経済的条件

本市の産業の現状は、農業は稲作を基幹に、いちご、レタス、ネギ、ブロッコリー、ミニトマト、パセリなどの野菜、菊など花きの栽培が行われています。漁業は、ハマチ養殖発祥の地として、ハマチ、タイ等の養殖業が盛んです。

工業は、東讃地域の伝統産業である手袋をはじめとして袋物、縫製品など製造業が地場産業の中心を占めています。

商業は、三本松に商店街が形成されているほか、日常生活用品を中心とした小規模商店が点在しています。また、最近は国道11号大内白鳥バイパスの整備が進み、白鳥地区への大型店舗の出店が進んでいます。

しかし、農業、林業、漁業、工業、商業すべての分野にわたり、海外との競争激化、産業構造の転換などを背景に、生産や販売額が停滞傾向にあり、厳しい状況に直面しています。

一方、観光関連では、ハマチ養殖発祥地の安戸池のほか、清少納言ゆかりの与治山、国天然記念物鹿浦越のランプロファイヤ岩脈、大坂峠など瀬戸内海国立公園に含まれる、多くの美しい自然観光資源があります。また、観光施設として、大池オートキャンプ場、安戸池漁業体験学習施設、とらまる公園、とらまるパペットランド、続日本100名城に選出された国史跡引田城跡などがあります。また、引田城の城下町や港町として栄えた引田地区には、江戸時代から昭和初期の商家の面影を今に伝える讃州井筒屋敷をはじめとした古い町並みがあります。

イ 過疎の状況

本市の人口は、昭和40年以降、減少を続けています。人口ビジョンにおいて、令和27(2045)年には、本市の人口は1万6千人程度まで減少すると予想されています。人口減少の要因は、若者世代を中心とする社会減少と、それに伴う自然減少・少子化だと分析されています。

社会減少に関しては、減少幅の大きいのは、20歳前後と30歳前後の若者世代です。20歳前後の大学への進学などでのタイミングで一旦本市を離れると、卒業後のタイミングでも本市に戻らない傾向が強く見られます。また、30歳前後の結婚などでのタイミングなどでも市外へ転出している傾向が強く見られます。

自然減少に関しては、30歳以上での出産が増えたことなどで合計特殊出生率の上昇が見られますが、若者世代が減少している現状においては、今後も出生数の減少が続くと予想されます。

一方、高齢者(65歳以上)は、団塊世代の高齢化及び平均寿命の延伸等により絶対数が増加しており、本市の人口構造は高齢化が急速に進展している状況です。また、地域によっては、高齢化率が50%を超える地区もあり、地域コミュニティの維持・人材育成が課題となっています。

このような背景の中、少子高齢化の社会現象に対して積極的な施策を展開しています。少子化に対しては、縁むすび事業や子ども医療費給付事業、新生児定額給付金の支給、特定不妊治療費助成事業、妊婦健診受診支援事業及び育児休業取得促進事業などを行っています。また、若者移住・定住対策では、若者住宅取得補助事業、結婚新生活支援事業、新婚・移住世帯家賃助成事業、空き家リフォーム事業などにも取り組んでいます。高齢者施策においては、高齢者がいつまでも元気でいられるよう各種の生きがい対策を実施しています。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市を代表する産業には、地場産業として地域を支えてきた手袋産業や養殖業、和三盆糖の生産販売とともに、製薬、化学、機械製品の製造加工など、世界に誇れる産業があります。また、高松市や徳島市、鳴門市が通勤可能圏内となる高速道路や鉄道等、利便性の高い交通網も整備されています。

しかし、近年は新興海外メーカーとの価格競争、就労者の減少、後継者問題などにより、厳しい経営状況となっています。また、農林水産業については、従業者の高齢化や若者の農業離れによる後継者不足などにより、農家数は減少の一途をたどっています。

産業の停滞は、否応なく地域の人口動向に直接的に影響を及ぼすとともに、地域社会の維持運営にも大きな影響を及ぼしています。このように、地域をとりまく厳しい情勢を把握・共有しながら、市民の生活基盤の確立、特に若者世代の移住・定住に結びつく産業の創出や雇用機会の拡充を図り、地域経済社会の発展へ活路を見出していくことが求められます。

地元異業種企業間の連携や、地域団体などの活動により、各方面において独自の取組みが芽生えてきています。このような状況の中で、産学官連携による連携とマッチングや地域課題をしごとにつなげる活動など、イノベーションによる新しい価値を生み出すことで市内にしごとをつくり、雇用機会の拡充及び安心して働ける環境づくりを支援することが求められています。地元企業への支援体制を拡充し、企業成長を促進できるような取組みに努め、地域が一体となって連携を深め、地域の特性や地域・観光資源を生かした持続的発展を可能とする産業振興を図る必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

人口の推移を見てみると、昭和40年以降、減少の一途をたどっています。

年少人口(15歳未満)の推移をみると、昭和35年以降、減少傾向が続き、他の年齢層の減少率と比較すると減少率が大きくなっています。生産年齢人口(15~64歳)では昭和40年以降、漸減傾向を示し、平成2年以降はそれまでと比べ高い減少率で推移しています。一方、老年人口(65歳以上)は、他の年齢階層とは対照的に増加傾向を続けていましたが、令和2年に減少に転じました。若年者比率では、昭和40年以降ポイントが小さくなっており、逆に高齢者比率は昭和35年以降ポイントが大きくなっています。この傾向は、近年さらに顕著となっています。

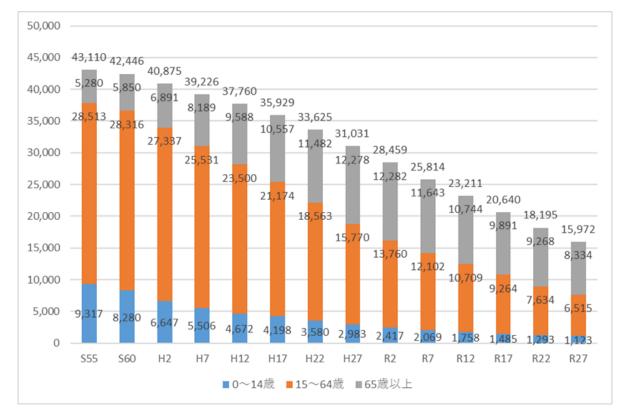
人口減少の主な要因は、若者世代を中心とする社会減少と、それに伴う自然減少・少子化だと 考えられています。総じて今後の本地域の人口動向を考察してみた場合、総数人口は漸減傾向を 続けていくものと思われます。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		0年 昭和55年		平成2年 平成1		.17年 平成		27年 令和2年		2 年	
区分	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
46\ \\ \\	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	44, 428	43, 049	▲ 3.1	43, 110	0. 1	40, 875	▲ 5.2	35, 929	▲ 12.1	31,031	▲ 13.6	28, 279	▲ 8.9
0歳~14歳	13, 290	9, 770	▲ 26.5	9,317	▲ 4.6	6, 647	▲ 28.7	4, 198	▲ 36.8	2, 983	▲ 28.9	2.467	▲ 17.3
15歳~64歳	27, 886	28, 681	2. 9	28, 513	▲ 0.6	27, 337	▲ 4. 1	21, 174	▲ 22.5	15, 752	▲ 25.6	13,640	▲ 13.4
うち15歳~29歳 (a)	11, 751	9, 194	▲ 21.8	7,836	▲ 14.8	7, 096	▲ 9.4	4, 461	▲ 37.1	3, 126	▲ 29.9	2, 761	▲ 11.7
65歳以上 (b)	3, 252	4, 598	41.4	5, 280	14. 8	6,889	30. 5	10, 551	53. 2	12, 244	16.0	11, 990	▲ 2.1
(a) /総数	%	%		%		%		%		%		%	_
若年者比率	26.4	21. 4	_	18.2	_	17.4	-	12.4	_	10.1	_	9.8	_
(b) /総数	%	%		%		%		%		%		%	_
高齢者比率	7.3	10. 7	_	12. 2	_	16.9	-	29.4	_	39.5	_	42.4	

表 1-1 (2) 人口の見通し (人口ビジョン)





イ 産業の推移と動向

令和2年における就業者総数は13,216人で、市内の総人口28,279人に占める割合は46.7%となっており、昭和50年の52.6%から5.9ポイント減少しています。

昭和50年には、農業など第1次産業従事者の割合は18.6%であったのが、令和2年には8.6%と大幅に減少する一方で、第3次産業従事者の割合は昭和50年には33.2%だったものが、令和2年には55.3%を占めるに至っており、県内他市町の傾向と同様に就業構造に変化がみられます。第1次産業の農業については、稲作を基幹に、水耕栽培も進んでいるいちご、レタス、ネギ、ミニトマト、ブロッコリー、パセリなどの野菜、菊などの花き、讃岐和三盆の原料となるサトウキビなどが栽培されています。

漁業は、昭和3年、野網和三郎が安戸池でハマチ養殖の事業化に成功したことで知られており、 ハマチ養殖発祥の地として現在もハマチ、タイ等の養殖業が盛んです。昭和42年には引田の沖合 いでハマチの小割式養殖が本格化し、業者も年々増加し「ひけた鰤(ぶり)」のブランド化もあって、事業成績も良好に進展し引田における主要漁業として発展していきました。

第2次産業では、東讃地域の伝統産業である手袋の生産が地場産業の中心を占めています。昭和25年以降、手袋業界は活気づき、昭和30年代に入って手袋業界は、まさに絶頂期を迎えました。その最盛期も昭和45年をピークに縫製工程を海外に依存するようになったことと、生活様式の変化による需要の低迷により地域内の手袋工場は次第に減少していきました。しかし、現在、手袋産業は合理化を進め、新しい用途への開発や「香川手袋」のブランド化などを進めるとともに、百貨店などでの販売会・展示会を開催するなど、新たな販路開拓に向けた取組みを進めています。また、手袋の縫製技術を生かした袋物、肌着などの関連産業も発展しています。

そのほか、古くからある伝統産業や自然志向として、にぼしやちりめんといった海産物が、本物志向の風潮の中で最近、特に見直されてきています。讃岐三白の一つにあげられる砂糖の三盆糖や学校跡でのチョウザメ飼育によるキャビア生産、むしろ麹法によるしょうゆ醸造も脚光を浴びてきています。

(3) 行財政の状況

ア 行政の現況と動向

昭和30年4月1日、引田町、相生村、小海村の3か町村の合併により引田町となり、昭和30年7月1日、白鳥村、福栄村、白鳥本町、五名村が合併し白鳥町となり、また昭和30年3月15日、大内町、三本松町が合併し大内町となりました。

その後、合併の動きとしては、平成10年12月に住民発議により大川郡八町合併協議会設置請求が各町長あてに提出され、平成11年5月には大川郡内の各町議会で審議されましたが、合併協議会の設置には至りませんでした。

しかし、平成11年9月22日には第1回引田町・白鳥町・大内町合併研究会が開催され、平成12年4月1日には引田町・白鳥町・大内町合併協議会が発足しました。そして、平成13年5月30日には合併協定調印、同年6月1日には合併関連議案について3町議会でそれぞれ可決され、平成13年10月25日に、3町を廃してその区域をもって新たに東かがわ市を置く旨の知事の決定がなされ、同年11月19日の官報告示を経て、平成15年4月1日に引田町、白鳥町、大内町の3町が合併し、住民サービスの向上、財政基盤の強化、行政組織機構の改善や事務処理の効率化などを目指し、新しく東かがわ市として生まれ変わりました。

合併当初、3庁舎方式をとっていましたが、平成26年に統合庁舎を整備し、各支所には窓口機能を整備しました。社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応するため柔軟に組織を改編し、令和3年度には、自治体デジタルトランスフォーメーションに対応するため、デジタル推進室を設置しました。

イ 財政の現況と動向

令和2年度、本市の普通会計の歳入決算額は約229億1千万円で、歳入の根幹となる市税は約33億8千万円で、歳入全体に占める割合は約15%であり、市税等一般財源収入は十分とは言えず、

地方交付税や国・県支出金、地方債で補っている状況です。今後、滞納対策の強化やふるさと納税制度の活用のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少対策と地域活性化策により、自主財源の確保に努める必要があります。

歳出決算額は約219億円で、経常収支比率が高く、財政硬直化の一つの要因となっています。 今後、社会保障費をはじめとする義務的経費の伸びや、施設の老朽化による改修経費及び近年の 施設の統廃合や更新などによる公債費等が増加すると見込まれますが、基本構想や総合戦略を 踏まえた投資的経費も必要です。このため、事業の執行にあたっては、公共施設等総合管理計画 等の事業計画に基づき、行財政の一層の効率化と経費の節減を基本に各種施策の費用対効果の 評価や実施優先順位の検討を行い、限られた財源を一層効率的に配分する必要があります。

(単位:千円)

表 1-2 (1) 市財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	20, 854, 539	16, 736, 082	22, 911, 562
一般財源	10, 070, 651	10, 540, 455	10, 564, 610
国庫支出金	5, 273, 191	1, 341, 745	5, 112, 997
都道府県支出金	1, 032, 130	925, 142	961, 717
地方債	2, 023, 700	1, 810, 300	2, 262, 700
うち過疎対策事業債	1, 078, 600	429, 200	1, 129, 100
その他	2, 454, 867	2, 118, 440	4, 009, 538
歳出総額 B	18, 885, 236	15, 319, 419	21, 903, 620
義務的経費	6, 183, 185	5, 740, 059	7, 235, 378
投資的経費	6, 920, 323	1, 542, 212	2, 031, 228
うち普通建設事業	6, 844, 499	1, 515, 025	2, 031, 228
その他	5, 781, 728	8, 037, 148	12, 637, 014
過疎対策事業費	1, 721, 922	471, 362	1, 256, 398
歳入歳出差引額 C(A-B)	1, 969, 303	1, 416, 663	1, 007, 942
翌年度へ繰越すべき財源 D	196, 338	103, 287	90, 627
実質収支 C-D	1, 772, 965	1, 313, 376	917, 315
財政力指数	0.50	0.46	0. 38
公債費負担比率	15. 6	11. 7	19.5
実質公債費比率	-	_	2.7
起債制限比率	10.4	0. 3	-
経常収支比率	88. 9	86. 7	92.0
将来負担比率	-	_	-
地方債現在高	13, 136, 453	13, 268, 065	18, 853, 926

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率(%)	42. 6	53. 7	59. 7	64. 1	65. 2
舗装率(%)	61.6	91.7	94. 4	97. 1	97. 3
農道					
延長(m)	_	_	-	_	173, 419
耕地1ha当たり農道延長(m)	1.4	1.4	2. 3	1.6	-
林道					
延長(m)	_	_	-	_	41, 834
林野1ha当たり林道延長(m)	17. 8	14. 7	14	11. 1	-
水道普及率(%)	93. 4	96. 4	97. 4	98. 8	99. 3
水洗化率(%)	-	_	-	78. 5	94. 1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	_	-	-	9. 2	9. 0

ウ 施設整備水準等の現況と動向

市町村道の改良率、舗装率ともに、昭和45年度から上昇しています。水道普及率は、100%に近い状況であり、ほとんどの家庭に普及しているといえます。水洗化率についても改善してきています。これは、生活様式の変化などにより個人による合併処理浄化槽の設置が普及してきたことに併せて、公共下水道整備事業や特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業によるところが大きいと思われます。

このほかに、体育館、野球場、武道館、運動広場、テニスコート、パークゴルフ場、ゲートボール場、温水プールの各種スポーツ施設が揃っています。また、翼山温泉、白鳥温泉、ベッセルおおちが憩いの場として整備され、レジャー施設では大池オートキャンプ場、安戸池漁業体験学習施設、田の浦野営場、文化や生涯学習施設として公民館、交流プラザ、市立図書館、歴史民俗資料館、とらまるパペットランドなどが整備されています。今後これらの施設は老朽化などに伴い、改修・更新などが想定されます。公共施設等総合管理計画や施設の統廃合及び更新などによる公債費の増加などを踏まえ、計画的な施設整備を行っていく必要があります。

(4) 持続的発展の基本方針

最重要課題である、「子育て支援、若者定住、人口減少対策」を推進し、この地にいつまでも住み続けたいと願う、前向きでワクワクするまちづくりを市民との協働及び地域連携により取り組み、「みんなでつくる 愛着を持って いつまでも住み続けたい 自慢のまち 東かがわ」の実現を目指し、持続的発展を推進します。

○ いつまでも住み続けたい希望をかなえる

若者が定住することが、持続可能なまちづくりにつながります。就職、結婚、出産、子育て、 教育など、特に人口減少の激しい若者世代を対象とした、ライフステージに応じた支援を行い、 本市が若者にいつまでも住み続けたいと思われる環境を整備します。また、地域や社会全体が子 育て世代に寄り添い、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての不安や負担を 和らげることのできる支援に努めます。社会や子育て世代のニーズの変化を反映し、未来を担う 子どもたちの健やかな成長をあらゆる側面から支援することにより、仕事と子育てが両立でき る環境づくりに取り組み、社会全体で子育て支援の充実を図ります。

若者・子育て世代に評価してもらえるまちづくりが、市民サービス、延いては高齢者サービスの持続、本市の持続的発展にもつながります。共生社会を実現し、健康づくりや福祉の向上などによりすべての世代にとって、安全・安心で生活しやすく、誰もが活躍できる地域社会の構築を目指します。

○ しごとをつくり、安心して働ける環境を創る

企業立地及び起業支援により、新たな職場・雇用を創出します。また、地元産業の支援、今ある地域・観光資源の活用、産学官民による連携とマッチングや地域課題をしごとにつなげる活動など、イノベーションによる新しい価値を生み出すことで、本市にしごとをつくり、雇用機会の拡充、安心して働ける環境づくりを支援します。また、デジタル推進による、過疎地域における情報化ツールの習得・活用に取り組み、日常生活及び商工産業全般に情報通信技術を活用できる体制整備に取り組みます。

○ 愛される、安全・安心で暮らしやすい地域をともに創る

地域コミュニティの支援などによる地域活性化や地域課題を地域で解決できる仕組みづくり を構築し、地域社会の担い手となる人材の確保及び育成に努め、市民との協働によるまちづくり に取り組みます。

地域活動や地域の文化・人を知ることにより地域愛着心が醸成され、そのことが将来の若者の 地元居住意識や地域力の向上につながることから、地域愛着心の醸成につながる取組みを推進 します。これまでに引き続き、移住・交流を推進することに加え、本市の魅力を戦略的に情報発 信することにより、移住・定住人口及び関係人口の拡大を目指し、本市の活性化につながる人材 の発掘に努めます。

災害に強く利便性の高い安全・安心のまちづくりに取り組み、自助・共助・公助の連携、人口減少などを踏まえた既存ストックのマネジメント強化、交通施設の整備、地域公共交通の確保、隣接・近隣自治体との連携や国際的な視点の導入などにより、持続可能な地域づくりを推進します。

(5) 持続的発展のための基本目標

本市の目指すべき将来像を示す「東かがわ市基本構想」と本市創生に向けた各分野の基本計画等との整合を図り、人口減少対策と地域活性化策に向けた基本計画とし位置付けている「東かがわ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を踏まえ、次のことを重要業績評価指標(KPI)として設定しています。

ア 人口減少対策に向けた重要業績評価指標(KPI)

- ① 20歳前後の人口減少の抑制(社会減)
 - ⇒ 平成27 (2015) 年 国勢調査 -30.5% → 減少率の抑制
- ② 22歳前後の人口増加(社会増)
 - ⇒ 平成27 (2015) 年 国勢調査 5.8% → 増加率の上昇

- ③ 30歳前後の人口減少の抑制(社会減)
 - ⇒ 平成27 (2015) 年 国勢調査 -10.9% → 減少率を均衡に近づける
- ④ 合計特殊出生率の上昇(自然減)
 - ⇒ 平成27 (2015) 年 国勢調査 1.42 → 上昇
- イ 持続可能なまちづくりに向けた重要業績評価指標(KPI)
 - ① 市内雇用者数(経済活動などに関わる人の数の増加)
 - ⇒ 平成28 (2016) 年 経済センサス 9.375人 → 10.650人
 - ② 地域愛着心(本市に対する総合的満足度)の向上
 - ⇒ 令和元 (2019) 年 本市アンケート調査 62% → 上昇
- ウ 財政力に関する重要業績評価指標(KPI)
 - ① 市内企業設備投資額
 - ⇒ 平成28 (2016) 年 経済センサス 60億円 → 110億円
 - ② 地元産品付加価値額
 - ⇒ 平成28(2016)年 経済センサス 402億円 → 500億円

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

各事業計画の達成状況の評価については、PDCAサイクルを活用するとともに、決算委員会での報告や決算概要の市ホームページへの掲載などにより、広く市民に周知します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

東かがわ市公共施設等総合管理計画に定められた公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

〇 建物系公共施設

今後、新しい施設を作る際は、複合化を検討します。また、必要なサービス水準を確保しつつ総量の縮減を推進することとし、新規整備を抑制し、施設保有量の削減を進めます。長寿命化対策では、修繕や改修などによって機能維持を図るだけではなく、住民のニーズに応える付加価値を高めることが重要となります。将来の人口推移や財政状況を踏まえながら、既存ストックの積極的な有効活用を通じて、予防保全型の継ぎ目のないメンテナンスサイクルを実施することとします。また、すべての人が安全かつ快適に利用しやすい施設となるよう、常にユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、環境にも配慮した施設整備など、必要に応じた整備・改修等を進めます。

インフラ系公共施設(土木系公共施設、情報系施設、企業会計施設)

インフラ系施設は、財政状況を考慮しながら、必要な整備を行います。長寿命化計画等に基づき、予防保全型の維持管理を推進し、保全費用の平準化を図り、安全な施設整備を行います。また、トータルコストを縮減するだけでなく、特定の時期に改修・更新等にかかる財

政支出が過度に集中しないよう平準化も図ります。

イ 過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画の整合

上記の基本的な考え方に基づき、市有施設等の適正配置や適正管理を行い、さらなる財政負担の軽減を実現し、効率的で安全・安心なまちづくりに取り組むことにより、過疎地域における持続的発展計画を推進します。

2 移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市は、過疎化の進行による人口減、後継者不足、急激な少子高齢化などの多くの課題を抱えています。これらの過疎化がもたらす様々な課題を解決するために、若者世代を中心とした都市部と過疎地域の地域間交流を移住・定住につなげるなど、新しい人の流れを生み出し、地域外の多様な人材との連携・協働による地域づくりを行うことがより効果的であると考えています。総合的に移住・定住施策を推進すると同時に、本市での生活を希望する人などに対するきめ細やかなサポートが必要であり、UIJターン者のしごと・住居など受入体制の充実を図っていく必要があります。

イ 地域間交流

交通網の発達や情報化の進展により、国内外のあらゆる地域が身近なものとなり、都市と地方、 さらには海外との人・物・情報等の交流が活発化しています。こうした時代の中で、近県、広域 的、国際的視野に立った交流活動を展開することが重要となっています。

交流の活性化は、地域が持つ風土や歴史に培われた独自性を再確認するとともに、交流から生まれる新しいビジネスなどに発展することにより、疲弊する地域を守り、地域の活性化につながることが期待されます。また、新たな発想の展開により、本市の有する自然、歴史、文化、人材、産業技術を生かし、様々な地域との交流を深め、個性豊かな地域づくりを行うことで、その魅力を発信していく必要があります。

ウ 人材の育成

人口減少により地域の担い手が不足する中、過疎地域の住民の暮らしや地域社会を持続可能な ものとするため、過疎地域における人材の確保、育成の取組みが求められています。

個性豊かで活力ある地域づくりに向けた取組みを促進するため、産学官民が連携し、市内外で 地域づくり活動に取り組む団体との連携・情報発信により、地域住民の主体的な活動を支援する ことが必要です。

また、人口減少や少子高齢化が進み地域の担い手が不足する中、特定の地域に関心を持つ地域 外の人々(関係人口)と地域の住民がともに地域課題の解決に向けて取り組めるよう支援する必 要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

移住・定住促進対策の一環として、市内企業への就職支援、住宅取得・空き家の改修に対する補助及び家賃助成などの居住に関する支援に取り組み、しごと・住居などの支援体制を充実していきます。

イ 地域間交流

より個性的なまちづくりを展開するため、地域間交流活動の母体となる組織を支援し、交流の

環境づくりを進めるとともに、市内の自然、歴史、文化、人材、産業技術を通じて様々な交流活動を促進していきます。

「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」に参画し、構成市町との連携により、圏域全体のさらなる 文化的・経済的活性化と魅力ある交流圏域の形成を図っていきます。また、鳴門市、南あわじ市 と「ASAトライアングル交流事業」を展開し、各事業で交流連携を図るほか、ホームページ等 を充実し、様々な情報を発信します。

ウ 人材の育成

地域おこし協力隊、地域活性化起業人を活用するとともに、産学官民が連携し、特定の地域に関心を持つ地域外の人々と地域の住民がともに地域課題の解決に向けて取り組めるように支援・協力体制を充実します。また、域学連携により、大学との交流の中で地域課題の解決と活性化の推進を図り、これらの取組みの中で、地域の担い手となる人材育成を推進します。

(3) 事業計画(令和3年度から令和7年度)

持続的発展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
移住・定住・地域間交流の促	(1)過疎地域持続的発展特別事業			
進、人材育成	移住・定住	移住・定住促進対策事業 【事業内容】 住宅取得補助及び家賃助成事業等 を実施する。 【事業の必要性】 住宅取得補助及び家賃助成等を実 施することにより、移住・定住促進 を図るため。 【見込まれる事業効果】 移住・定住促進	市	
	地域間交流	ASAトライアングル交流事業 【事業内容】 鳴門市、南あわじ市との交流連携 事業を実施する。 【事業の必要性】 県境を越えて近隣自治体と連携 し、本市の魅力を発信するため。 【見込まれる事業効果】 地域間交流促進及び魅力発信 ファンツアー事業 【事業内容】	市	

Г			ı	
		ファンツアー事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		市外の方を対象としたファンツア		
		一事業を実施することにより、関係		
		人口の増加等を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		関係人口の増加		
	人材育成	地域おこし協力隊事業	市	
		【事業内容】		
		地域おこし協力隊の委嘱		
		【事業の必要性】		
		地域おこし協力隊を委嘱すること		
		により、地域活性化及び関係人口等		
		の増加を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域活性化及び人材育成		
		地域活性化起業人事業	市	
		【事業内容】		
		地域活性化起業人の活用		
		【事業の必要性】		
		地域活性化起業人を活用すること		
		により、幅広く地域活性化に向けた		
		課題解決及び人材育成を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域課題解決及び人材育成		
		域学連携事業	市	
		【事業内容】		
		香川大学等との域学連携事業を実		
		施する。		
		【事業の必要性】		
		大学生と市民が連携し、地域活性		
		化に向けた取組みを推進するため。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域活性化及び人材育成		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分に該当する公共施設等のうち、公共施設等総合管理計画に該当するものはありません。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業の振興

〇 農業

本市の農業は、米麦を中心に野菜、畜産等を組み合わせた複合経営が展開されています。また、近年においては、京阪神をターゲットとした収益性の高い施設野菜の導入が盛んとなっています。

水稲については、生産調整の実施等により、農業粗生産額に占める割合は次第に低下していますが、依然として本市の基幹作物です。現在、認定農業者や集落営農法人等の中核的な担い手を中心に期間借地や農作業受委託などによる規模拡大が進んでおり、大型機械の導入や共同作業でのコスト削減とともに品質向上に努めています。

しかし、小規模の土地利用型農業の多くは兼業での家族経営を主としており、高齢化による 担い手の不足が顕在化してきています。さらに、農業の推進役として地域を引っ張ってきた世 代のリタイアが予想され、農業の有する多面的かつ公益的な機能の低下や、耕作放棄地の一層 の増加が懸念されています。今後、食料自給力・自給率向上の観点から、野菜を組み合わせた 複合経営化を積極的に推進する必要があり、さらに、大半を占める兼業農家に自立的判断を促 し、認定農業者や集落営農等への誘導を行い、地域の担い手として確立させることが急務となっています。

〇 畜産業

本市の畜産業は、多くの厳しい条件の中で、乳用牛、肉用牛、採卵鶏を中心に農業の基幹的 部門に成長し、農業所得の中で重要な役割を果たしてきました。しかし、近年は畜産物の輸入 自由化の中、価格の低迷や飼養者の高齢化、後継者不足問題などから、小規模飼養者を中心に 経営の中止が続き、本市の畜産業全体では、飼育戸数、生産額とも減少を続けています。

こうした中、経営において乳肉複合型が主流となり、1戸当たりの生産性が向上してきており、経営体質改善の兆しがみられますが、今後、需要の動向に的確に対応しながら、生産性の向上と経営体質の強化が課題です。

今後は、耕作放棄地、中山間地などを有効活用した飼料生産、放牧や、家畜排せつ物の堆肥 化と土地還元による持続可能な資源循環型畜産を推進します。

イ 林業の振興

本市の林野面積は103.62kmで、総面積の約68%を占めています。林業活動は、外材との競合、 木材価格の不安定、労働力の減少、松食い虫被害などにより森林所有者の森林整備意欲が減退し 低迷しています。

本市の私有林では、森林の造林、保育、伐採等の施業は森林組合への委託を中心に行われていましたが、労働者の高齢化や確保が深刻となり、森林組合は組織強化のため1市9町(高松・牟礼・三木・志度・長尾・寒川・大川・大内・白鳥・引田)が、平成12年10月に合併しました。

本市の森林資源は、積極的な植林により人工林率が高いものの、多くは35年生以下の間伐や枝打ち等の保育作業の実施が必要な森林です。また、松くい虫被害を受けた松林は広葉樹林化しています。

森林は、水源のかん養や国土の保全、豊かな自然の提供、二酸化炭素の吸収源など公益的な面で大きな役割を果たしており、今後とも森林資源の計画的な整備・管理と山林火災跡地対策などの推進が課題です。

ウ 漁業の振興

本市の漁業は、ほとんどが個人経営であり、近年の水産資源の減少、産地間競争の激化などに 伴い、経営体数が毎年減少しています。漁業生産量についても、漁船漁業と海面養殖を合わせた 合計は減少しています。

しかし、海面養殖単体では、本市の引田地区がハマチ養殖発祥の地であり、また、最近の「つくり育てる漁業」への取組強化、ひけた鰤などの地域ブランド化から、その生産量は安定傾向にあります。

一方、消費者ニーズは、健康指向等により多様化し、高品質な水産物が求められています。また、高速交通体系の整備を踏まえ、漁業経営基盤の強化を図る必要があります。このため、今後の漁業振興には、ハマチをはじめとする養殖業の振興、栽培漁業や資源管理型漁業の促進、漁業の担い手の育成と確保、漁業環境の改善等が課題です。

エ 工業の振興

本市の工業は、東讃地区の代表的な伝統産業である手袋産業をはじめとした地場産業が中心です。最近の地場産業を取り巻く状況は、新興海外メーカーによる商品の国内大量流入による価格低下、就労者の減少、縫製技能者の高齢化や後継者問題など厳しい課題が山積しています。経営規模は、約9割以上の企業が従業員20人未満の零細企業で、これらの企業は、人材、技術や資金面で近代化に立ち後れ、生産性が低く収益力も弱体です。従って、新規事業化や消費者ニーズへの対応力が弱小であり、新規雇用の受け皿となる企業が少なく、新卒者はじめ若年層の地域外流出が生じています。

こうした中、今後の工業振興には消費者ニーズへ的確に対応できるよう地場産業の体質強化が課題です。特に手袋産業等の伝統産業は、暮らしを彩る個性的な生活産業への育成が課題です。 併せて、高速道路整備や市内全域の光ファイバー網の構築、豊かな自然など、本地域の優れた環境条件を生かした誘致活動の強化や各種優遇制度の充実を図り、企業立地の促進を図ることが必要です。特に、情報化の流れに沿い、若者が魅力を感じやすい情報通信関連産業やテレワークが実施できるサテライトオフィスなどの立地促進が重要です。

オ 商業の振興

本市の商業は、従業員 1 ~ 4 人の零細企業が約7割を占めています。商店街には空き店舗が多く、商業の中核地域とはいい難い状況となっています。さらに、高速道路の整備により購買客の京阪神への流出や大型小売店舗の県内及び近県への進出等により購買力が市外へ流出しています。

こうした広域競争の中での商業振興には、商店街が単なる商品提供場所ではなく、活気を作り 出す中心地との認識のもとで、新しい商業空間の創造や既存店舗の連携強化が必要です。また、 店舗の個性化や専門店化、経営の近代化、人材の育成と確保が課題です。

カ 観光の振興

本市には、ベッセルおおち、讃州井筒屋敷、しろとり動物園、とらまるパペットランドなどの優れた観光施設や国史跡引田城跡、国天然記念物鹿浦越のランプロファイヤ岩脈などの観光資源が数多くあります。各施設を有機的に結びつけた活用、個々の観光資源の魅力の磨き上げが必要です。また、本市を訪れる観光客は、年間約70万人程度ですが、市内の宿泊施設が少ないこともあり、そのほとんどが立ち寄り観光のため、地域内への経済波及効果が少ないことが課題です。

近年の観光は、団体旅行から個人旅行へのシフトや、インターネット環境及びSNSの普及などに伴い、観光ニーズが個性化、多様化しており、来訪者の観光ニーズに応えていく取組みが必要です。

今後、ターゲットを明確にした情報発信やシティプロモーションの展開により、豊富な観光 資源などを生かし、新たな体験型観光や産業観光へ展開していくことが必要です。

キ 港湾漁港の整備

本市には、引田港、安戸港、白鳥港、三本松港の4地方港湾と引田漁港、馬宿漁港、相生漁港、 小磯漁港、馬篠漁港の5漁港があり、沿岸漁業基地としての機能を持っています。

漁港は、養殖漁業の進展や漁船の近代化など漁業環境の変化に対応した施設整備が必要です。 各港とも港湾機能の充実を図るとともに、公園や緑地等の配置など、快適で親水性のある港湾景 観づくり、ふれあいづくりのための環境整備の必要性が高まっています。

(2) その対策

ア 農業の振興

〇 農業

効率的で収益性の高い農業を確立するため、土地基盤の整備を進めながら、農地の流動化等による経営規模の拡大、集落営農、認定新規就農者や認定農業者の育成、集団的な土地、機械等の利用を推進し、併せて需要動向に即した新品種の導入、立地条件を生かした都市近郊型高付加価値農業を推進します。

◇ 主要施策

《土地基盤の整備》

優良農地を確保するため、国、県等の各種制度を利用しながら、ほ場整備や農道、用排水 施設等の整備を推進します。

《集落営農、認定新規就農者や認定農業者の育成と確保》

新たな農業・農村政策に対応する農業の担い手を育成するため、農協、香川県東讃農業改良普及センターや農業大学校等と連携し、農業技術研修や経営指導を推進するとともに、若者と高齢者との交流の場づくりなど支援対策を促進します。

《効率的な農業経営の推進》

経営規模の拡大と生産性の向上を図るため、農業経営基盤強化促進法のもとで利用権設定等による農地の流動化や農作業の受委託を促進し、土地利用の集積に努めます。

また、地域実態に応じた主食用米と非主食用米との合理的組み合わせの推進、畜産農家と

耕種農家が連携した飼料用米やWCS用稲等の生産により耕地の利用率向上を図ります。 《農業技術の導入》

消費ニーズに合った農産物を生産するため、新しい品種の導入や栽培技術の改良に努めます。

《都市近郊型農業の推進》

高速道路による関西圏への市場アクセスの優位性を生かし、多様化するニーズや市場に連動した生産出荷体制、流通販売体制の整備、市場情報の早期収集、伝達システムの確立など諸施策を総合的に推進します。

《農村環境の整備》

中山間地域の農村が有する緑豊かな自然や伝統文化など特色ある多用な資源、地域特産物などを生かしながら、都市と農村との交流を促進し、交流人口の増大を通じて農村地域の活性化を図ります。

〇 畜産業

酪農については、粗飼料の有効利用や飼養管理技術の改善によって低コスト化と泌乳能力の向上を図り、経営の安定に努めます。また、多様化する消費者ニーズを反映した生乳の品質向上に努め、需要に見合った生乳生産量を確保します。

肉用牛生産については、生産性の向上を図るとともに、産肉能力の向上、肥育期間の短縮により、効率的な経営に努めます。また、交雑種肥育牛については、一層の品質向上と均一性を図ります。

経営感覚に優れた効率的、安定的な経営体を育成するため、生産関係技術だけではなく複式 簿記記帳による経営分析、経営診断等の経営管理技術の向上を図ります。

また、飼料用米、WCS用稲や飼料作物の作付拡大等により粗飼料を安定的に確保するとともに、家畜の衛生管理対策等に努めて、畜産経営の生産性の向上と経営体質の強化を図ります。 鳥インフルエンザ、口蹄疫対策については、正確な情報収集に努め、国、県の指導を遵守していきます。

イ 林業の振興

森林の持つ経済的機能と公益的機能の調和を基本に、森林の基盤整備と造林、保育や伐採等施業を計画的に推進し、後継者の育成を図るとともに施設等の整備を図ります。また、森林所有者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動や山村地域の活性化に資する取組みを支援します。

◇ 主要施策

《森林基盤の整備》

森林施業や搬出の効率的実施を図るため、自然環境の保護に配慮しながら、林道、作業道等の計画的整備を推進します。

また、山崩れや火災跡地など早急な整備が必要な箇所を中心に、造林事業、治山ダムなどの整備事業を推進し、水源地域を緑のダムとして保全するため、総合的な整備に努めます。

ウ 漁業の振興

養殖業の振興や栽培漁業の促進など「つくり育てる漁業」の推進を図るとともに、漁業後継 者育成など経営基盤の強化、漁業環境の改善に努めます。また、水産物の販売促進、販路開拓 を図り、一層の消費拡大を推進します。

◇ 主要施策

《養殖業の振興》

強力な養殖事業を確立するため、県水産試験場など関係機関との連携のもと、新しい餌料・養殖管理技術を開発するとともに養殖研究会の組織充実と事業活動の促進に努めます。 また、ひけた鰤などの地域ブランド化による販売促進に努めます。

漁場高度化計画(漁場改善計画)により実施している赤潮を監視する水質検査、漁場の面積当たりの養殖施設面積の割合や養殖密度の適正化、餌料の種類の制限(ドライペレットやモイストペレットを使用する。)や給餌量の制限による汚濁防止等を実施し、養殖漁場の改善を図っていきます。

《栽培漁業・資源管理型漁業の推進》

栽培漁業の育成を図るため、関係機関との連携のもと、稚魚の放流を推進します。また、 藻場や魚介類の保護増殖を図るため、漁業者の申し合わせによる資源管理の計画的推進や 資源調査に努めます。

《漁業環境の改善》

優れた後継者を育成するため、地域の漁業士を活用し、新技術研修会などにより漁業者の 資質向上を図るとともに、高齢者と若年層との交流会等の開催、漁業者が行う多面的機能の 効果的・効率的な発揮に資する地域の取組みを支援することにより、水産業の再生・漁村の 活性化を図ります。

良好な漁場を確保するため、沿岸域環境の調査等を実施し計画的に海面、海底清掃を促進するとともに、赤潮調査や防除体制の充実を図ります。

エ 工業の振興

商工会や各種団体と連携し、製品のソフト化、地域ブランド化や高付加価値化の推進、販路開拓、経営指導の充実、地場産業の経営近代化の促進及び後継者育成等の事業承継を支援し、企業体質の強化を図ります。

過疎地域における自然的、社会的及び人的条件等を十分勘案しつつ、若者が魅力を感じる情報 通信関連産業やテレワークが実施できるサテライトオフィスなどの誘致活動の強化、各種優遇 制度を活用した産業の高度化、雇用機会の拡充を図り、企業立地活動及び起業支援を推進します。

オ 商業の振興

消費者ニーズに対応した個性あふれる商業の振興と魅力ある地域づくりを図るため、既存商店街の個性化と近代化を推進するとともに、既存商店毎の連携強化を図ります。また、レジャー、文化、情報発信など複合機能を持った新たな商業拠点の創出に努めます。

カ 観光の振興

立地条件と自然的、歴史的、産業的特性を生かした既存の観光資源の充実・強化により、市 全体の活性化を図ります。

◇ 主要施策

《観光の整備計画とその実施》

核となる魅力的観光資源を充実させるため、ソフト・ハード両面から整備を図ります。 その他の観光資源は、拠点観光地や商店街との連携、ネットワーク化を図り周遊観光ができる環境づくりに努めます。地域全体へと波及効果を広げるため、農林業、漁業、飲食業、サービス業との連携を図り、観光農漁業等の振興を推進します。また、新たな観光資源を見出すほか、アウトドアを活用した観光やワーケーションなど新しい観光スタイルの対応を推進します。

《観光推進体制の整備》

拠点観光施設を発信拠点とし、その他観光施設、宿泊・飲食施設等との連携を強化し、地域が一体となった総合的観光推進体制づくりに努めます。

また、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の周辺観光地や近隣市町との連携を深め、広域ネットワークによる観光推進体制の充実に努めます。

《誘致、PR活動の推進》

各種メディアを活用した観光PRによって観光客誘致を推進します。地域の特色あふれる イベントのPRを強化し、本地域の個性的で魅力的なイメージづくりを推進します。

また、観光案内板や駐車場、公衆便所など観光客誘致に必要な関連施設の整備に努めます。

キ 港湾漁港の整備

各港湾漁港の機能充実を図るとともに、地域環境整備の一環として、住民が親しめる港づくり を推進します。

◇ 主要施策

《港湾漁港の施設整備》

港湾の利用を向上させるため、各港湾施設の改修と整備に努めます。5漁港については、 計画的な施設整備を推進し、併せて埋立地の有効活用や周辺集落の整備を促進します。

《港湾漁港の環境整備》

港湾機能の整備と充実を図るとともに、地域環境の改善にも資するため、修景や緑地等の整備を促進します。また、都市交流機能や地域住民と漁業者のふれあいを目的とした環境整備を推進します。

(3) 事業計画(令和3年度から令和7年度)

持続的発展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	単独県費補助土地改良(一般)事業	市	
		農道改良、水路改修、ため池改修等		

市単独土地改良事業	市	
県営ため池等整備事業	県	
県営排水機場整備事業	県	
県営基盤整備事業	県	
林業 森林環境保全直接支援事業	市	
TI A THE SURFACE OF A SECOND PROPERTY OF A SECOND P	.,,-	
(2)漁港施設 漁港整備等事業	市	
水産基盤整備等事業	市	
(3) 観光又はレク 観光施設等整備等事業	市	
リエーション 道の駅建設事業	市	
(4) 過疎地域持続		
的発展特別事業		
第 1 次産業 農業振興対策事業	市	
【事業内容】		
中山間地域等直接支払事業、多面的		
機能支払交付金事業及び有害鳥獣等		
被害防止対策事業等を実施する。		
【事業の必要性】		
農業振興に係る補助等を実施する		
ことにより、施設及び環境整備等を		
促進するため。		
【見込まれる事業効果】		
農業振興の促進		
水産振興対策事業	市	
【事業内容】		
底堆積物回収・処理事業及び水産多		
面的機能発揮対策事業等を実施する。		
【事業の必要性】		
水産振興に係る補助等を実施する		
ことにより、施設及び環境整備等を		
促進するため。		
【見込まれる事業効果】		
水産振興の促進		
商工業・6次産 地場産業振興事業	市	
業化 【事業内容】		
地場産品の需要喚起及び商工業者		
の振興に係る補助事業等を実施する。		

Г		1	
	【事業の必要性】		
	地場産業振興に係る補助等を実施		
	することにより、施設及び環境整備		
	等を促進するため。		
	【見込まれる事業効果】		
	地場産業振興の促進		
	地域総合振興事業	市	
	【事業内容】		
	市内産業の育成に係る補助事業等		
	を実施する。		
	【事業の必要性】		
	市内産業の育成に係る補助等を実		
	施することにより、施設及び環境整		
	備等を促進するため。		
	【見込まれる事業効果】		
	産業振興の促進		
	育児休業取得促進事業	市	
	【事業内容】		
	育児休業取得促進に係る助成事業		
	等を実施する。		
	【事業の必要性】		
	市内事業所の育児休業取得促進に		
	係る助成等を行うことにより、労働		
	環境整備等を促進するため。		
	【見込まれる事業効果】		
	労働環境改善及び少子化対策		
	商工団体育成事業	市	
	【事業内容】		
	市内商工団体の育成に係る補助事		
	業等を実施する。		
	【事業の必要性】		
	市内商工団体の育成に係る補助等		
	を実施することにより、地域経済の		
	活性化を促進するため。		
	【見込まれる事業効果】		
	地域経済の活性化		
 観光	観光イベント補助事業	市	
	【事業内容】		
	観光イベントに係る補助事業等を		
	COLUMN TO THE STATE OF THE STAT		

1	,		1
	実施する。		
	【事業の必要性】		
	観光イベントに係る補助等を行う		
	ことにより、観光産業等の振興を促		
	進し、地域のにぎわい創出を図るた		
	め。		
	【見込まれる事業効果】		
	観光産業等の振興及び地域のにぎ		
	わい創出		
	観光振興事業	市	
	【事業内容】		
	市内観光に係る魅力発信事業等を		
	実施する。		
	【事業の必要性】		
	市内観光に係る魅力発信事業にお		
	ける補助等を実施することにより、		
	観光産業等の振興を促進するため。		
	【見込まれる事業効果】		
	観光振興及び魅力発信		
企業誘致	企業立地促進事業	市	
	【事業内容】		
	企業立地に係る助成等を実施する。		
	【事業の必要性】		
	企業立地に係る助成等を実施する		
	 ことにより、企業立地及び施設整備		
	等を促進するため。		
	【見込まれる事業効果】		
	産業の活性化及び雇用機会の拡充		
(5) その他	港湾整備等事業	県	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
東かがわ市全域	製造業、旅館業、農林水産物等	令和3年4月1日~	
	販売業、情報サービス業等	令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

当該区域・業種について、条例に基づき、固定資産税の免除や設備投資及び雇用拡大に対す る補助制度等による優遇制度を行います。

ウ 他市町等との連携

産業の振興については、その施策について周辺市町や関係団体と連携して実施します。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

基盤整備をはじめとする「農林水産業インフラ」については、財政状況を考慮しながら、長寿命化計画等に基づき、予防保全型の維持管理・保全費用の平準化を図り、安全な施設整備を行います。観光施設等の「レクリエーション施設」については、新設の場合は複合化を検討し、施設の最適化、長寿命化対策、高付加価値化を実施します。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

4 情報化の推進

(1) 現況と問題点

本市における情報化については、平成22年度に市内全域に光ファイバー網を整備し、企業等及び公共施設並びに希望する全世帯に音声告知放送端末を設置し、また光ファイバー網による高速インターネットなどを提供しています。情報通信基盤が整備されたことにより、根本的な情報格差は是正されましたが、今後は医療・教育等の公共サービスや社会的弱者に対する支援への活用が必要となっています。将来に渡って、これらの情報通信技術を安定的に利活用していくために適切な維持管理を行う必要があります。加えて、今後民間企業から提供される大容量データ通信サービスやデジタルトランスフォーメーションの推進により本市が提供する電子申請サービス等、どこにいてもこれらのサービスの利用ができるようにするために必要不可欠となる5Gに代表される超高速無線通信網の整備が必要とされます。

また、情報通信関連産業は、今後も大きな成長が期待されるとともに、若者にとって魅力的な 産業分野でもあることから、過疎地域の経済活性化や人口の流出抑制・社会増のためにも、情報 通信産業の振興や情報通信技術の活用促進に取り組むことが重要です。

(2) その対策

整備した情報通信基盤を最大限利活用するための仕組みを検討していきます。将来に渡って、これらの情報通信基盤を安定的に利活用していくために適切に維持管理・設備更新等を行います。デジタルトランスフォーメーションの推進にあたり、東かがわ市デジタル化推進戦略を策定し、ガバメントクラウドを始めとした標準化システムの検討・構築や行政手続きのオンライン化を図ります。併せて、デジタルデバイドの解消のため、出前形式によるデジタルツール研修など、地域の情報化の普及活動に取り組むほか、地域住民の情報リテラシーの向上を推進します。

また、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、「デジタル活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~」のビジョンに基づき、市民の利便性向上及び市内企業の利便性向上を図るために必要となるあらゆる政策及び支援を推進します。

(3) 事業計画

持続的発展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
地域における情	(1)電気通信施設			
報化	等情報化のための			
	施設			
	告知放送施設	情報通信基盤整備等事業	市	
	(2) その他	基幹業務システムの標準化移行事業	市	
		行政手続きのオンライン化事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

情報通信基盤センターをはじめとする「情報通信インフラ」については、財政状況を考慮しながら、災害時等に必要となる告知放送サービス、光ファイバー網等の確実な整備・運用を行います。 その他の施設については、各施設の数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・ 運用を行います。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通施設の整備

本市の交通体系は、国道11号とJR高徳線が市内の東西を連絡し、市街地と山間部は国道318号や国道377号等によって市民の交流や物流が支えられています。また高松自動車道の4車線化にともない、高速交通による京阪神地域とのアクセスが飛躍的に向上しており、今後、国道11号大内白鳥バイパスの整備の進捗により、広域圏との交流がますます活発化していくことが予想されます。

今後は、高松自動車道の白鳥・大内ICや引田ICを核として国道11号大内白鳥バイパスなどの新しい連携道路や住民の生活道路など、全域的な道路体系の構築と整備を進める必要があります。

イ 交通手段の確保

本市には、JR高徳線、長距離高速バス、路線バス、タクシーといった公共交通が存在しますが、自家用車への依存の高まりや人口減少、地域経済の低迷等により利用者が減少し、公共交通をとりまく環境は年々厳しさを増しています。今後もこのままの状況が続くと、自家用車以外に地域の移動手段を確保することが困難になる恐れがあります。公共交通は、地域の移動手段として市民の生活の質を維持し、まちをより持続可能にしていくための必須の要素であるため、市民が公共交通に関心を持ち、ライフスタイルの転換につながるように、取組みを進めていく必要があります。また、広域的なアクセス条件が整っていない地域については、交通弱者対策が必要となっています。

(2) その対策

ア 交通施設の整備

高速交通時代の到来を受けて、高松自動車道の白鳥・大内ICや引田ICを中心とした国道、 県道、市道などアクセス道路の整備に努めます。

◇ 主要施策

《国、県道の整備促進》

国道11号大内白鳥バイパスの早期完成に向け整備促進を働きかけるとともに、主要国道・ 県道の路線整備についても、整備促進を働きかけていきます。

《生活道路の整備》

日常生活に直結した市道や農道・林道は、地域の道路状況に応じた計画的な整備に努める とともに、歩車道の分離や歩行空間の確保など安全な潤いのある道路環境の整備に努めま す。

イ 交通手段の確保

「東かがわ市地域公共交通計画」に基づき、市民や交通事業者、行政が協働し、市民のライフスタイル・まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進します。

◇ 主要施策

《公共交通機関の充実》

市民や来訪者の移動ニーズを踏まえ、その移動を持続的に支えることのできる効果的・効率的な公共交通網を構築します。また、行政、市民、交通事業者といった公共交通に携わる関係主体それぞれが、よりよい公共交通をつくり、育てる意識と体制整備を進めていきます。

(3) 事業計画(令和3年度から令和7年度)

持続的発展	事業名	+ 1/L	事業	,,,,
施策区分	(施 設 名)	事業内容	主体	備考
交通施設の整	(1)市町村道			
備、交通手段の	道路	道路整備等事業	市	
確保		小海馬宿川線、城泉幹線、水入田高		
		田線、東地社原線、湊町田線、僧洲		
		1 号線、寺町国道線、寺元線、田高		
		田帰来線、迯田線、西下西線 他		
		国道11号バイパス関連市道整備		
		引田古川改修関連市道整備		
		温水プール建設関連市道整備		
		道路等維持事業	市	
		舗装・側溝等修繕		
		県営道路整備等事業	県	
	橋りょう	橋りょう長寿命化修繕等計画事業	市	
	(2) 林道	林道整備等事業	市	
	(3) 過疎地域持続			
	的発展特別事業			
	公共交通	地域公共交通推進事業	市	
		【事業内容】		
		地域公共交通推進事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		地域公共交通推進事業を実施する		
		ことにより、公共交通ネットワーク		
		の構築等の体制整備を促進するた		
		හ.		
		【見込まれる事業効果】		
		地域公共交通の体制整備		
		地域公共交通施設整備等事業	市	
		【事業内容】		

地域公共交通推進に係る施設整備	
補助等を実施する。	
【事業の必要性】	
地域公共交通に係る施設整備補助	
等を実施することにより、地域公共	
交通の体制整備を促進するため。	
【見込まれる事業効果】	
地域公共交通の体制整備	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「道路」、「橋りょう」、「農林水産業インフラ」については、財政状況を考慮しながら、長寿命化計画等に基づき、予防保全型の維持管理・保全費用の平準化を図りつつ、改修等についても計画的に実施し、安全な施設整備を行います。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

上水道については、平成29年11月に香川県広域水道企業団が設立され、平成30年4月より直島 町を除く県内の水道事業の運営が一元化されています。

今後、災害時のライフラインの確保といった危機管理については香川県広域水道企業団との 調整が必要となってきます。

イ 下水道

本市の下水道は、農業集落排水事業により10箇所、特定環境保全公共下水道事業により1箇所の処理施設、公共下水道事業により1箇所の処理施設が整備されています。

今後は、各処理施設の維持管理において、老朽化等による修繕箇所の増大が懸念されるため、 修繕工事をはじめ機能強化や長寿命化計画の策定等による施設の更新の検討が必要となってお り、大変厳しい経営環境に直面しています。

また、住民に下水道事業を啓発するとともに、水洗化率を高め、住民の生活高度化のニーズに応え、衛生的で美しい水質環境を維持するため、下水道事業との整合性を勘案しつつ、合併処理 浄化槽の設置促進などの弾力的な対応が必要です。

ウ 消防・防災体制

消防・防災体制は、大川広域消防本部と公設消防団で構成されています。この他に、私設消防団及び市内に141の自主防災組織があり、相互に協力して消防・防災活動にあたっています。

防火については、住民の自主的な防火管理と適切な初期消火活動が基本であるため、住民を主体に防火意識の啓発活動が必要です。

防災についても、阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓とした物心両面にわたる各家庭や 各地域での備えが必要です。なお、本県においても、長尾断層帯の調査により過去に大地震が 発生していたことが実証されています。讃岐山脈沿いの急斜面地区の崖崩れ、ゲリラ豪雨等に 対する十分な監視体制の整備も必要です。

工 交通安全対策

近年、高速道路やバイパス道路の整備等により、市内国道での交通量は減少しているものの、 市内で発生している交通事故の多くは、人身事故も含め、国道周辺で起こっており、人身事故発 生件数については、年々増加しています。そのため、交通安全施設の充実や住民の交通安全意識 の高揚など、総合的な交通安全対策がより一層必要となっています。

才 市営住宅

市営住宅管理戸数は、令和2年度末では454戸ありますが、そのうち耐用年数を経過していないものは281戸となっています。このため、平成25年2月に策定した東かがわ市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存の住宅ストックを最大限に活用した整備、改善や建替え又は用途廃止による集約・統合化を行い、良質な住宅ストックの形成を図る必要があります。

カ ごみ・し尿処理

収集したごみは、周辺2市1町で構成する香川県東部清掃施設組合の溶融炉で共同処理をしています。また、住民の協力のもと、資源ごみ等の分別収集を行っています。人口減少や生活様式の変化により、ごみ排出量は減少傾向にありますが、環境改善への対応や処理費用が増加傾向であり、さらなる減量化・資源化に努める必要があります。なお、中継施設の大内クリーンセンターでは、作業ヤード等の老朽化への対応が今後の課題です。

し尿処理については、周辺2市で構成する大川広域行政組合が整備した処理施設にて共同処理しています。これらの処理施設は、老朽化により、基幹的設備等の修繕が必要な状況となっています。

また、ごみの不法投棄は、後を絶ちません。生活様式の多様化、高度化に伴う利便性向上の一方で、環境への負荷が増大し、身近な生活環境が脅かされています。環境破壊問題は、近年地球規模にまで拡大しており、海、河川、森林の環境保全など地域が一体となった取組みが課題です。

キ 斎苑

市内には、白鳥斎苑と大内斎苑が稼働しています。老朽が進んでいた大内斎苑は平成25年に改築を行いましたが、平成11年に建設した白鳥斎苑は経年劣化により、建物及び火葬炉などの設備の大規模改修が必要な状況となっています。

ク 浸水対策

近年、都市化の進展により雨水の流出量が増加しており、また、降雨形態に変化が見られ、全国各地でゲリラ豪雨による浸水被害が頻発していることから浸水対策は、ますます重要となってきています。本市も例外ではなく、特に海沿いでの高潮や河川の氾濫等で被害が生じたこともあり、住民の生命・財産をまもり、安全・安心で災害に強い地域づくりを進めることが、急務となっています。

(2) その対策

ア 上水道

◇ 主要施策

《防災対策の強化》

香川県広域水道企業団との連携を強化し、発災時のライフラインの確保に努めます。

《五名地区飲料水供給施設の維持》

五名地区の6つの飲料水供給施設のポンプ等給水設備については、地元給水管理組合に指 定管理しており、適切な管理に努め施設を維持し、安定的な水源の確保や施設の統合も含め た検討が必要です。

イ 下水道

住民生活や都市機能の向上、川や池、海などの水環境の水質保全を図るため、長期的視点に立ち、公共下水道の整備や汚水処理施設の適正な維持管理に努めます。また、合併処理浄化槽の設置促進により生活排水の適正処理を図り、水質汚濁防止と環境衛生の向上に努めます。

◇ 主要施策

《下水道の整備》

快適で衛生的な生活環境を形成するとともに、河川や海域の水質汚濁を防止するため、適 正な維持管理を行います。また、老朽化している施設については、計画的に機能強化や機器 更新に取り組みます。

《合併処理浄化槽の設置促進》

下水道計画エリア外では、生活排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、関係機関と連携して浄化槽放流水の適正な水質保全に努めます。

ウ 消防・防災体制

住民の安全な生活環境を守るため、消防・防災体制の強化を図るとともに、住民の防火・防災 意識の高揚を図ります。

◇ 主要施策

《消防体制の強化》

大川広域消防本部、公設消防団、私設消防団や自主防災組織の連携を強化し、特に公設消防団と自主防災組織の連携を密にするよう努めます。消防団員の確保、消防屯所の更新や維持管理に努めるとともに、教育訓練の実施及び準中型免許取得補助などにより機動力の強化に努めます。地域実態に即した消防水利を確保し、消火栓の充実を図るとともに、ポンプ車、ホースなどの資機材の計画的な整備と充実に努めます。

《防災体制の強化》

防災情報の収集と告知放送端末を活用した伝達システムの確実な運用や防災資機材の充実に努めます。地域防災行政無線等の設備について、整備・改修を計画的に行い、防災体制の強化を図ります。山間部の急傾斜地や海岸線などの災害危険箇所の実態を把握し、改修などの予防処置を講じます。また、自治会組織との連携のもと、総合防災訓練を行い各地に設置された避難路、避難場所の周知徹底や自主防災組織の育成に努めます。

《防火・防災意識の高揚》

火災、風水害、地震などに対する防災意識の高揚を図るため、自治会や学校などと協力して、出前講座等の開催を積極的に進めます。ねたきり高齢者、身体障害者を対象とした防火・防災に関する相談や指導を積極的に展開します。広報紙・出前講座などを通じ、家族の集合場所選定、家具類の固定、消火器の点検、非常持出し品の準備など、家庭での日頃の防火・防災対策を怠らないよう注意の喚起に努めます。

《救急・救助体制の強化》

救急・救助活動の規模に応じ、消防関係者の円滑な出動ができるよう、救急・救助体制や 復旧体制を強化します。また、市民の近隣相互救助による災害への適切な初期対応は被害の 軽減に有効であるため、迅速かつ適切な対応ができるよう自治会、地域住民への啓発と指導 に努めます。

工 交通安全対策

交通事故件数減少のために、交通ルールの遵守、マナー向上を図るとともに、交通安全施設の 充実に努めます。

◇ 主要施策

《交通安全教育の推進、意識の高揚》

就学前施設、学校や職場で交通安全教室や交通安全講習会を開催し、交通安全教育の徹底を図ります。また、住民、行政、警察、関連組織等が一体となって交通安全運動を推進し、地域住民の交通安全確保や安全意識の高揚に努めます。

《交通安全施設の充実》

歩行者の安全確保のため、通学路を中心に歩道やガードレールを整備するとともに、道路 状況に応じた照明、反射鏡等の安全施設の充実に努めます。また、危険箇所や交差点の改良、 歩車道分離対策、区画線の設置なども促進します。

才 市営住宅

市営住宅の適正管理に努めるとともに、地域の特性を生かした住みやすく良好な住環境の整備を促進し、適切な住宅のストック形成に努めます。

◇ 主要施策

《公営住宅法に基づく市営住宅の維持管理の推進、市営住宅ストック総合活用》

各市営住宅の事業計画と老朽化の状況や実態に合わせて維持補修に努めます。市営住宅の 管理にあたっては、管理条項の遵守と自治会活動の活発化などにより管理運営の適正化を 図っていきます。

計画において用途廃止とした団地は、明渡しを受けた後、速やかに建物除却を行うほか跡 地の適正な管理に努め、全戸の除却をもって団地廃止とします。

建替対象団地についても用途廃止団地と同様の管理を行うほか、全戸の明渡しが見込まれる状況となるまでに、社会情勢や将来の公営住宅の需要予測について、十分な調査と検討を行い、具体的な事業計画の見直しについても再検討を行います。

カ ごみ・し尿処理

住民の協力を得て、ごみの減量化、再資源化の推進及び分別収集の徹底を図ります。また、環境美化促進委員などの協力を得て監視体制を強化し、ごみの不法投棄や公害の防止に努めます。 ごみ処理体制については、香川県東部清掃施設組合や構成市町との連携により、収集運搬体制の 最適化等について検討し、より効率的なごみ処理体制の整備に努めます。

また、し尿処理体制についても、大川広域行政組合や構成市との連携により、処理体制の整備に努め、計画的な施設改修に取り組み、施設の長寿命化を図ります。

その他大内クリーンセンターの計画的な施設の修繕等が必要です。

キ斎苑

市内2箇所の斎苑の存続整備は必要であり、施設の長寿命化を図り、稼動しながら修繕整備に 努めます。また、白鳥斎苑は計画的に施設改修に取り組みます。

ク 浸水対策

現状排水施設の問題や浸水実績等の地域特性を把握し、効率的で効果的な浸水対策を図ります。また河川改修も含めた浸水対策を県に要望していきます。

持続的発展	事 業 名	* * * *	事業	/# →
施策区分	(施 設 名)	事業内容	主体	備考
生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	香川県広域水道企業団上水道整備等	企業団	
		事業		
		五名地区飲料水供給施設整備等事業	市	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道施設整備等事業	市	
		管渠敷設工事・測量設計		
		特定環境保全公共下水道整備等事業	市	
	農業集落排水	農業集落排水施設整備等管理事業	市	
	施設			
	その他	合併処理浄化槽設置整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施			
	設	***		
	ごみ処理施設	クリーンセンター整備等事業	市	
	し尿処理施設	し尿処理施設整備等事業	組合	
	/A) .l. ## #B	文	+	
	(4)火葬場	斎苑整備等事業 	市	
	 (5)消防施設	 消防施設整備等事業	市	
	(3) 相划,他敌	/ / / / / / / / / / / / /	111	
		消防屯新年の文約 消防屯所等の新築・改築・取り壊し		
		地域防災行政無線の改修等		
		災害対策事業	市	
		へられてテイ 防災物資拠点施設等整備等事業	.,,	
		大川広域行政組合消防施設等整備等	組合	
		事業		
	(6)公営住宅	住宅整備等事業	市	
	(7) その他	交通安全施設整備等事業	市	

	反射鏡・防護柵・区画線等		
	浸水対策事業 (雨水排水)	市	
	ポンプ整備等		

「下水道施設」、ごみ処理施設などの「供給処理施設」、消防屯所などの「行政系施設」については、財政状況を考慮しながら、長寿命化計画等に基づき、予防保全型の維持管理・保全費用の平準化を図り、安全な施設整備を行います。「公営住宅」については、施設の最適化、長寿命化対策を実施します。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

本市は、「子育てをみんなで支えるまちづくり」を基本理念として、子どもが健やかに育つ家庭環境と子育て支援の様々な取組みを通じて、地域のふれあいの中で、豊かな人間性を育て、子どもがのびのびと育つまちの実現に向けて各種施策に取り組んできました。

しかし、本市の現状においては、少子化や核家族化の進行に伴い、家庭や地域における子育で支援の充実が必要とされ、妊娠初期から子育で期の切れ目ない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる環境づくりへの取組みが必要です。今後は、子育で支援に関する情報発信を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育で家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

また、働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。また、働き方改革を進めることで、子育ての負担が女性に偏っている現状を変え、男性が進んで育児に参加できる環境をつくる必要があります。

近年は、離婚によるひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は、社会的、経済的、精神的に不安定な状況にあり、今後とも経済的支援に加え、就労支援や相談援助を進めていく必要があります。子どもの貧困対策を推進し、支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。

イ 高齢者の保健・福祉

本市の高齢化率は年々上昇し、全国を大きく上回る40%を超える状況となっています。また、 高齢者のみの世帯数も年々増加している状況で、今後さらに支援を必要とする高齢者が増加す ることが予想されます。

このような中で、高齢者をはじめとした市民の方が、可能な限り長い間自立して生活できるよう支援したり、介護予防・重度化防止対策や、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境を整えていくことが重要です。

ウ 低所得者

本市の、生活保護開始と廃止の状況は、高齢化などに伴い、開始では高齢世帯や世帯主の傷病が最も多く、廃止では死亡や年金取得等の他法活用が多くなっています。低所得者の自立と生活の安定を図るため、生活福祉資金等の貸付制度や他法、他施策の活用を指導・助言するとともに、世帯の経済的自立支援のため生活保護世帯以外の世帯にも就労支援員による支援をするほか、民生委員・児童委員による相談・援助を行っています。

エ 障がい者(児)福祉

障がい者計画や障害福祉サービスの実施内容、目標量、供給体制等を明らかにした障害福祉計画 (東かがわりっぷプラン)に基づき、障がい者施策の基本理念として「社会への参加を促進し、にぎわいのあるまち」、「自立してかがやくまち」、「地域の一員として安心して暮らせるまち」の3つを掲げ、様々な障がい者(児)施策を講じています。

だれもが安心して地域の一員として暮らせるまちづくりを実現し、障がいのある人もない人 もみんなで力をあわせ、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取組みが重要です。そのため の支援サービス、市民の偏見の払拭や就労機会の確保等が重要な課題となっています。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

「東かがわ市にこにこプラン」に基づき、「子育てをみんなで支えるまちづくり」を基本理念 として、子どもが健やかに育つ家庭環境と子育て支援の様々な取組みを通じて、地域のふれあい の中で、豊かな人間性を育て、子どもがのびのびと育つまちの実現に向けて取り組みます。

「子どもの幸せを第一に考える視点」、「家庭の子育て力を高める視点」、「地域全体で子育 てを支える視点」により、豊かな人間性を育てる教育環境等の整備、就学援助との貧困対策の推 進、妊娠初期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり、地域全体での子育て支援の充実、 働きながら子育てをしやすい環境整備、安全・安心な地域環境の整備に努めます。

◇ 主要施策

《豊かな人間性を育てる教育の充実》

次代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立した大人になるため、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義など、子どもの健やかな成長を促す教育・広報・啓発に取り組みます。

また、子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるような教育環境等の整備 を促進します。さらには、地域社会全体で子どもを育てるために、地域の教育力の向上を 図るとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

《子どもの貧困対策の推進》

経済的状況により、子どもの学習環境が十分ではなく、進学などの選択範囲が狭められている貧困家庭に対して、就学援助等の支援を行うほか、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることへの理解を深め、地域全体で見守り、適切な支援につなぐ環境づくりを推進します。

《安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり》

子育でに不安や悩みを抱えた保護者が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支援します。また、子育でを通して、子どもと保護者が共に育っていけるように、家庭での子育で力を高めます。

《地域全体での子育て支援の充実》

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービス

の充実を図るとともに、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。また、合理的配慮を必要とする障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、また、ひとり親家庭等への継続的な支援の充実を図ります。

《仕事をしながら子育てをしている人への支援》

安心して仕事と子育てを両立できるよう、企業を含めたワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透に努め、子育てと仕事とのバランスのとれた働き方を支援する取組みを推進します。また、関係法令・制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進します。

《安全な地域環境の整備》

良質な住宅・居住環境の確保、安全な道路交通等の整備、公共交通機関のバリアフリー 化などにより、子育てにやさしく、心豊かに生活できる安全・安心な環境をつくります。

イ 高齢者の保健・福祉

高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、介護予防・重度化防止、サービス提供体制の構築、自立した日常生活への支援に向けて計画的に取り組みます。

◇ 主要施策

《健康づくり・介護予防の推進》

介護予防に向けては、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて、日ごろから 健康づくりに取り組むことが重要となります。生活習慣病予防の推進や介護予防・日常生活 支援総合事業の推進により介護の重度化を防止し、身近な地域の憩いの場の創設、介護予防 ボランティアの養成により、自立した生活や生きがいのある生活を助長する支援を行いま す。

《生きがいづくり・社会参加の推進》

生きがいがあることは、うつや閉じこもりなどの予防といった心の健康づくりや介護予防につながる重要な要素であり、また高齢者の生活の質の向上が期待されます。老人クラブや 敬老事業等の自主活動団体等の活動支援を通じ、生きがいづくり支援を行います。

高齢になっても心身の状態に応じて就労したり、地域で行われる活動に参加することは、 社会とのつながりを維持したり、生きがいにつながる重要な要素です。シルバー人材センタ 一等への支援を通じての高齢者の就労支援や住民の地域活動の参加促進により地域共生社 会の推進に取り組みます。

《地域における安心な生活の確保》

地域包括ケアシステムの構築や高齢者が住み慣れた地域・在宅での介護を推進するための情報提供や経済的支援に取り組みます。安心・安全に暮らし続けることができる環境整備や見守り体制を充実します。また、認知症高齢者対策の促進や災害時における高齢者支援体制の確立に取り組みます。

《介護保険事業の適正・円滑な運営とサービスの質の向上》

今後要介護認定者がさらに増加することを見据えて、必要な時に必要なサービスが提供できるよう、提供体制の確保・適正給付に努めます。また、高齢者の増加に伴い介護サービス

に対するニーズが多様化する中、介護サービスの質の向上に向けた取組みや介護人材の確保に取り組みます。

ウ 低所得者

低所得者の経済的自立と生活安定を図るため、生活相談、指導の充実や生活福祉資金の活用を 促進します。

◇ 主要施策

《生活相談、指導の充実》

関係機関との連携のもとに、生活全般にわたる各種相談に応じ、自立更生を助長するための助言と指導を進めます。

《福祉資金の活用促進》

低所得者の経済的安定を図るため、生活福祉資金等各種貸付金制度の活用を促進します。 《就労支援の充実》

就労支援員の活用により充実した就労支援を進めます。

エ 障がい者(児)福祉

地域社会で安心して暮らせるまちづくりに向けて、障害福祉サービス・相談支援体制・就労訓練の充実やユニバーサルデザインに配慮した環境整備を推進します。

また、障害の有無に関わらず、誰もが理解し相互に支え合う共生のまちに向けた人権啓発の充実を図ります。

◇ 主要施策

《障害福祉サービスの充実》

障がい者が地域で安心して生活できるよう各種サービスの情報提供を充実するとともに サービスの利用促進を図ります。また、障がい者やその家族等のニーズを把握し、利用者本 位の考え方に立った日常生活用具給付事業、移動支援事業等の地域生活支援事業を展開し ます。また、これらのサービス充実等に向けた各種相談事業を積極的に展開します。

《早期対応施策の充実促進》

関係機関と連携を図りながら、妊産婦、新生児、幼児に対する健康診査、指導を充実させるとともに発達障害の早期療育支援等の充実を図ります。

《自立への支援施策の推進》

障がい者の自立を促進するため、関係機関と連携して、雇用支援の拡充を図ります。

また、障がい者が地域の中で安心していきいきと暮らすことができるよう、教育、就労支援事業、日中活動事業等を充実させるとともに、文化、スポーツ、レクリエーション活動等を自由に選択体験できるような配慮を行います。

さらに、関係機関等の連携を図り、障がい者が居住できる場の確保にも努めます。

《人権啓発の充実》

障害の有無にかかわらず、地域等において相互の交流を促進するとともに、障がい者に対する正しい理解や人権尊重意識を確立するため、広報、啓発活動等の充実を図ります。障害の有無にかかわらず誰もが生活しやすい地域づくりを促進するため、公共施設や交通施設、

持続的発展	事業名		事業	
施策区分	(施設名)	事業内容	主体	備考
子育て環境の確		認定こども園整備等事業	市	
保、高齢者等の	.,,,,,,,	保育所整備等事業	市・民	
保健及び福祉の				
向上及び増進	(2) 市町村保健セ	 保健センター等整備等事業	市	
	ンター及び母子健			
	康包括支援センタ			
	_			
	(3) 過疎地域持続			
	的発展特別事業			
	児童福祉	新生児定額給付金事業	市	
		【事業内容】		
		新生児に定額給付金を支給する。		
		【事業の必要性】		
		子育てに係る経済的支援を実施す		
		ることにより、子育て環境の改善を		
		図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		子育て環境の改善		
	高齢者・障害者	情報通信基盤を活用したサポート事	市	
	福祉	業		
		【事業内容】		
		高齢者の安否確認に係る緊急通報		
		システム等の整備・運用を行う。		
		【事業の必要性】		
		高齢者の安否確認等に係る環境整		
		備を実施することにより、高齢者の		
		福祉増進を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		高齢者の福祉増進		
		敬老事業	市	
		【事業内容】		
		敬老事業実施に係る補助を実施す		
		る。		

	【事業の必要性】		
	敬老事業を実施することにより、		
	高齢者のいきがいづくり支援を図る		
	ため。		
	【見込まれる事業効果】		
	高齢者のいきがいづくり		
健康づくり	予防事業一般	市	
	【事業内容】		
	子どもインフルエンザ予防接種費		
	用助成事業等を実施する。		
	【事業の必要性】		
	予防接種等に係る助成事業を実施		
	することにより、健康増進を図るた		
	හ 。		
	【見込まれる事業効果】		
	保健及び福祉の向上及び増進		
その他	特定不妊治療費助成事業	市	
	【事業内容】		
	特定不妊治療費に係る助成事業を		
	実施する。		
	【事業の必要性】		
	特定不妊治療に係る助成事業を実		
	施することにより、妊娠支援及び経		
	済的負担軽減を図るため。		
	【見込まれる事業効果】		
	少子化対策		
	妊婦健診受診支援事業	市	
	【事業内容】		
	妊婦健診受診に係る交通費等の助		
	成事業を実施する。		
	【事業の必要性】		
	妊婦健診受診に係る助成事業を実		
	施することにより、妊娠支援及び経		
	済的負担軽減を図るため。		
	【見込まれる事業効果】		
	少子化対策		
<u> </u>	1		

認定こども園などの「子育て支援施設」、保健センターなどの「保健・福祉施設」については、 施設の最適化・長寿命化対策・高付加価値化を実施します。その他の施設については、数量・品質・ コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

令和2年度、本市には病院3、診療所19、歯科診療所14の医療施設があります。また、県立病院では、地域の医療機関との連携を図る地域連携室の設置などにより、地域との繋がりがより一層充実されています。

しかしながら、少子高齢化が進む本市においては、産婦人科等の市民ニーズの高い診療科が無く、 こうした診療科目の新増設と医療機関の充実は市民からの要望が多い状況です。

こうした中、医療については、関係医療機関との一層の連携のもと、近隣市町との広域的医療体制の充実と緊急時の救急医療体制の確立が必要です。また、治療と療養の長期化傾向に対応するため、医療と保健・福祉さらには教育との連携強化が課題です。

(2) その対策

医療施設の充実は、少子高齢化が進む本市において重要課題であり、今後も医療機器の充実や地域の医療を担う資質を持った医師の確保に努めていく必要があります。

また、住民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、総合的な健康づくり運動を推進するとともに、保健・予防対策の充実、地域医療体制の強化を図ります。また、保健・医療と福祉が連携した総合的なサービス体制の構築を図ります。

◇ 主要施策

《地域医療体制の強化》

多様化し高度化する医療需要に対応するため、広域的な医療体制の充実を図るとともに、緊急時の迅速で的確な医療体制の強化を図ります。

《生涯健康づくり運動の推進》

健康づくりや体力増進に関する知識の普及と啓発に努め、スポーツ活動、生涯学習活動やボランティア活動等とも連携した住民の自主的な健康づくり運動の育成と促進を図ります。

《保健、予防対策の充実》

関係機関との連携のもと、ライフステージに合った丁寧な保健指導、健康相談と健康診査等 を推進し、疾病の予防、早期発見、治療の充実を図ります。

持続的発展	事 業 名	事業内容	事業	備考
施策区分	(施 設 名)	争 未 內 仓	主体	1佣石
医療の確保	(1)過疎地域持続			
	的発展特別事業			
	その他	重度心身障害者等医療	市	
		【事業内容】		
		重度心身障害者等医療費給付事業		
		を実施する。		
		【事業の必要性】		
		重度心身障害者等に係る医療費給		

付事業を実施することにより、福祉		
の増進及び経済的負担軽減を図るた		
め。		
【見込まれる事業効果】		
福祉の向上		
ひとり親家庭等医療	市	
【事業内容】		
ひとり親家庭等医療費給付事業を		
実施する。		
【事業の必要性】		
ひとり親家庭等に係る医療費給付		
事業を実施することにより、福祉の		
増進及び経済的負担軽減を図るた		
め。		
【見込まれる事業効果】		
福祉の向上		
 乳幼児医療	市	
【事業内容】		
 乳幼児医療費給付事業を実施する。		
 【事業の必要性】		
 乳幼児に係る医療費給付事業を実		
施することにより、疾病の早期発見		
と治療を促進し、福祉の増進及び経		
済的負担軽減を図るため。		
【見込まれる事業効果】		
福祉の向上		
子ども医療	市	
【事業内容】	-1-	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
「事業の必要性」		
小中学生に係る医療費給付事業を		
実施することにより、疾病の早期発		
見と治療を促進し、福祉の増進及び		
発され様を促進し、個性の指進及の 経済的負担軽減を図るため。		
程序的負担軽減を図るため。 【見込まれる事業効果】		
福祉の向上		
	+	
後期高齢者医療	市	
【事業内容】 ※期京粉表医療悪熱は恵業 <i>も</i> 実施		
後期高齢者医療費給付事業を実施		

3	する。	
	【事業の必要性】	
	後期高齢者に係る医療費給付事業	
7	を実施することにより、福祉の増進	
7.	及び経済的負担軽減を図るため。	
	【見込まれる事業効果】	
	福祉の向上	

本区分に該当する公共施設等のうち、公共施設等総合管理計画に該当するものはありません。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育

核家族化や共働きなどにより、家庭内での幼児教育機能が低下しています。本市の幼児数は少子化により減少を続け、幼稚園においても適正な集団規模の確保が困難な状況となっています。 幼児期は人間形成の基盤を培う大切な時期であり、幼児教育の果たす役割は今後ますます増大するものと思われます。

本地域では、21世紀を担う心豊かでたくましい人づくりを目指した幼児教育に取り組み、家庭では得難い集団生活を通じ、社会性や創造性、情操性の養成に努めています。幼児教育の充実には、より良い教育環境の確保が重要ですが、併せて家庭と就学前施設との密接な連携による家庭内教育機能の向上が課題です。

イ 義務教育

本市には、小学校3校と中学校3校があります。近年、義務教育の児童生徒数は少子化などにより減少を続けています。義務教育は、知・徳・体が調和した子どもの育成にとって基礎となるものですが、近年、受験競争に伴う個性や創造力の低下、思いやりの希薄化、いじめや不登校など憂慮すべき諸問題が発生しており、国においても現在その対応策について議論されているところです。

このため、厳しい社会を生きていく上で必要な基礎的学力や体力の向上をベースに、今後さらに豊かな情操養成と個性伸長を目指した教育の推進が必要です。近年の社会環境は国際化、技術革新などで激しく変化しており、児童生徒を時代変化に対応できる社会人へと育てていくには、教育内容の拡充が課題です。また、全国学力・学習状況調査において、本市では特に、学校の授業以外の勉強時間が少なく、学校休業日や放課後における児童生徒の学力や体力の向上を目指す取組みが必要となっています。

小・中学校における情報機器については、1人1台情報端末を整備しました。今後、その具体的な活用方法が検討課題である一方、将来的にはデジタル機器の維持管理経費や機器更新が見込まれます。また、小中学校校舎は、すべての更新等が完了したことから、今後は計画的な維持管理が必要です。

小学校の統合により学校区が広がったことで、スクールバスによる通学支援が必要となり、必要な車両の整備を行うほか、老朽化した車両の計画的な更新が必要になってきます。

市内小中学校の小中一貫教育を推進し、ソフト面及びハード面の環境整備を計画的に取り組むことが必要です。

また、市内小中学校等の給食は、給食センターで調理し、各学校へ配送しています。安全・安 心な給食提供のため、調理場施設の計画的な改修・更新及び老朽化した配送車の計画的な更新が 必要となります。

ウ 生涯学習

社会の急激な変化とともに、生涯学習を取り巻く課題も複雑多岐にわたるようになり、これらの諸課題に迅速に対応することが必要となります。また、こうした諸課題を解決するためには、

地域社会全体の力を結集していくことが重要な課題となっています。

生涯学習の推進を図るために、市民の自主的な学習活動の支援や優れた芸術文化に触れる機会を提供したり、市民の健康増進を目指して、親しみやすいスポーツへの参加・推進など積極的に関係機関と連携して、施設を含む生涯学習の充実を図る必要があります。

エ スポーツ振興

スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある 社会の形成に役立つものです。また、少子高齢化や情報化の進展、生活水準の向上や自由時間の 増大等、社会環境や生活様式の変化、仕事中心から生活重視へという市民の価値観やライフスタ イルの変化とともに、スポーツの重要性はますます高まっています。本市は、温水プール、野球 場、テニス場、武道館、パークゴルフ場、運動広場や体育館などのスポーツ施設があり、住民の スポーツへの関心は年々高まり、特にパークゴルフ場や温水プール、体育館などは利用が多く、 スポーツ人口の増加や種目の多様化が進む中で、今後とも多くの住民が気楽にスポーツに参加 できる環境づくりに努め、健康づくりやリフレッシュに有効な生涯スポーツの推進が必要です。 体育施設及び温水プール等の老朽化が進行している施設や、ニーズの高い施設については、事 業計画を策定し、計画的な施設整備に取り組む必要があります。

(2) その対策

ア 幼児教育

家庭や社会との連携強化、家庭教育機能の充実を基礎に幼児教育機能の充実に努めるととも に、ゆとりある保育環境づくりを目指します。

◇ 主要施策

《幼児教育機能の充実》

家庭における幼児教育機能を強化するため、家庭教育学級、親育ちプログラムなど家庭教育活動を支援し、また学校給食を通じた食育を推進するなど、家庭生活、家庭教育の重要性を啓発するとともに家庭教育を充実します。その他、しつけなど家庭や地域における幼児育成上の諸問題について、相談指導の充実を図ります。

《教職員の資質の向上》

心身の発達段階に応じた保育実現のため、教職員の自己研鑚を奨励し、各種研修活動の充 実を図ることにより優れた指導力と社会性のある教職員の育成に努めます。

イ 義務教育

知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成と時代変化に対応できる能力伸長を目指し、教育内容の一層の充実を図るとともに、快適な教育環境づくりに努めます。

◇ 主要施策

《教育内容の充実》

一人ひとりの個性と創造力を伸ばし、自ら学ぶ習慣と意欲を高めるため、教育内容や指導方法の改善に努めます。自然体験や生活体験学習、環境保全活動、ボランティア活動、学校 給食を通じた食育の推進など、豊かな情操を育て自主性や協調性を育むことができる教育 活動を促進します。発達障害、非行、いじめ、不登校問題などに対応するため、関係機関等との連携のもと、生徒指導や相談体制の強化を図るとともに、学校週5日制を考慮した家庭、学校、地域の連携と協力関係を強化し、開かれた学校と児童生徒の健全な育成を目指します。 長期休業を含む学校休業日の活用に関しては、保護者のニーズを考慮し、学校と地域が連携協力した事業を展開します。

また、外部講師等を活用して国際化意識の育成の他、学校給食を通じた食育や地産地消の推進を図り、生きる力の充実を図ります。

《時代変化に対応した教育の推進》

情報化社会に対応できるよう、教科書・教材のデジタル化、情報端末やデジタル機器などを活用した教育の充実に努めます。外国語教育の充実と国際感覚豊かな児童生徒を育成するため、外国語指導助手を招致し、英語教育・国際理解教育の推進に努めます。また、地域との連携による土曜日授業により様々な活動や体験を経験させることにより、地域社会へ貢献する心の醸成に努めます。

《学校施設等の改修》

市内小中学校の小中一貫教育を推進し、快適な教育環境づくりに向けた、施設・設備の計画的な改修・更新等を行います。

給食センターにおいても、調理設備及び配送車等について、計画的な改修・更新を行い、 安全・安心な給食提供に努めます。

ウ 生涯学習

学校や家庭、地域住民等の相互の連携協力を実効性のあるものにするために、それぞれの役割と責任を自覚した上で、より多くの市民が参画できる具体的な仕組みを構築・醸成し、地域全体の生涯学習の向上に取り組みます。

◇ 主要施策

《生涯学習活動の充実》

各世代における多様なニーズに対応した生涯学習プログラムを用意し、幅広い学習機会の 提供に努め、住民の自主的活動を促進するとともに、休日等の子どもたちの体験・交流活動 等の場所づくり、また関係機関との連携による子ども、若者、家庭等に関する支援や施設整 備に努めます。また、生涯学習の理念を踏まえ、誰もが生涯を通じて学び、豊かな人生を送 ることができるよう、その生涯にわたって様々な機会にいろいろな場所において、学習する ことができるよう、図書館の活用を通じた住民の学習活動、交流プラザや公民館等の活用を 通じて地域の学習拠点づくりに努めます。

《家庭教育・青少年健全育成の促進》

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どものよりどころとなるものであること、家族との愛情に満ちたふれあいを通して心身の健康をはぐくみ、基本的な生活習慣、他人に対する思いやりや倫理観、自制心等を育成するため、子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組み、また就学前施設等を活用した子育ての支援に努めます。

青少年健全育成については、青少年を有害環境から守るための取組みを推進するととも

に、家庭・学校・地域が連携を図り各地区子ども会など青少年団体の健全な学校外活動や奉仕活動を支援し、青少年団体活動の指導者育成、各種活動を支援するジュニアリーダーの育成、各種教室の開催などを促進します。

エ スポーツ振興

スポーツセンター・学校体育施設を中心に子どもから高齢者まで快適に楽しみながらスポーツができる場所を提供するとともに、住民が誰でも参加できるイベントの開催など、スポーツ・レクリエーション活動の活性化に努めます。また、体育施設等の改修・更新を計画的に行い、スポーツ環境の充実に努めます。

◇ 主要施策

《スポーツ活動の推進》

市民のスポーツに対するニーズは多様化しており、そのニーズに対応できる指導者の育成や、利便性の高いスポーツ施設の充実をはじめ、学校施設の有効活用やスポーツ施設の利用 促進を図るとともに、指定管理者制度の活用等、適切な管理運営に努めます。

《レクリエーション活動の促進》

市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を作るには、市民が身近に楽しめる地域スポーツ活動の振興、スポーツレクリエーション大会等の開催によるスポーツの場や参加機会の拡充を図る必要があるため、スポーツ推進委員や体育協会等により地域におけるスポーツレクリエーション活動の普及促進、また指導者の養成や活用、さらには情報提供を積極的に図ります。

《スポーツセンター等の整備》

市民が安全・快適にスポーツを楽しめる環境整備を推進するため、老朽化した施設・設備等については、計画的な改修・更新及び再編整備に努めます。

持続的発展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連			
	 施設			
	校舎	小中一貫校推進整備事業	市	
	スクールバス・	遠距離通学スクールバス購入事業	市	
	ボート			
	給食施設	給食センター整備等事業	市	
		給食配送車整備等事業	市	
	その他	教育環境整備等事業	市	
	(2)集会施設、体育			
	施設等			
	公民館	公民館整備等事業	市	

集会施設	交流プラザ整備等事業	市	
体育施設	体育施設等整備等事業	市	
	スポーツセンター関連施設整備等事	市	
	業		
	温水プール整備等事業	市	
図書館	図書館等整備等事業	市	
(3) 過疎地域持続			
的発展特別事業			
義務教育	スクールバス等運営委託事業	市	
	【事業内容】		
	スクールバス等運営委託事業を実		
	施する。		
	【事業の必要性】		
	小学校統合に係る通学支援を実施		
	することにより、教育環境の整備を		
	図るため。		
	【見込まれる事業効果】		
	教育環境の整備		
	外国語教育推進事業	市	
	【事業内容】	.,,	
	外国語教育推進事業を実施する。		
	【事業の必要性】		
	英語教育等の推進に係る事業を実		
	施することにより、外国語教育の充		
	実を図るため。		
	実を図るため。 【見込まれる事業効果】		
	【兄込まれる事業効果】 外国語教育の充実		
		<u>+</u>	
	特別支援教育支援員整備事業	市	
	【事業内容】		
	特別支援教育支援員整備事業を実		
	施する。		
	【事業の必要性】		
	特別支援教育支援員を整備するこ		
	とにより、教育環境の整備を図るた		
	め。		
	【見込まれる事業効果】		
	教育環境の整備		

「学校教育系施設」、交流プラザなどの「市民文化系施設」、「社会教育系施設」、「スポーツ・レクリエーション系施設」については、施設の最適化・長寿命化対策・高付加価値化を実施します。 その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

個人の自由やプライバシーの重視傾向、生活圏の広域化などで、地域の伝統的つながりが弱まっているため、地域交流活動を活発化するなど、住民の連帯意識の高揚が必要です。また、高齢者支援、青少年育成、災害時の相互援助、環境美化や自然保護など、地域の連帯なしには達成できない課題が多く、住民の世代を越えた自発的活動に期待が高まっているとともに、活動の拠点が必要となっています。

今後、さらに魅力ある地域づくりを進めていくには、行政だけでなく市民一人ひとりが地域づくりに参加し自治意識を高める必要があります。そこで、旧小学校区を単位とする地域コミュニティ協議会の設立を推進し、自治会の組織体制強化と活動充実を図るとともに、心のふれあう連帯意識に支えられた地域づくりを積極的に進めることが重要です。加えて、地域行事・伝統文化のふれあいによる「地域愛着心」の醸成につながる取組みを推進することが必要です。

(2) その対策

地域コミュニティ協議会を中心に地域の課題解決や活発化を図り、人間的ふれあいと連帯感に支えられた地域づくりを目指します。

◇ 主要施策

《地域活動の活性化》

地域コミュニティ協議会を中心とした、地域の課題を地域で解決するため、人づくり、体制づくり、拠点づくりを推進します。

また、コミュニティエリアの中心となる施設などを整備し、地域活性化に向けた取組みを支援します。

《組織の育成》

地域コミュニティ協議会などの地域団体や組織の育成強化を図るとともにコミュニティ意 識醸成に向けた様々な取組みを通して、相互の連携を深め、地域コミュニティ協議会や自治会 活動の展開を図ります。

持続的発展	事 業 名	事業内容	事業	備考
施策区分	(施 設 名)	, 10 1	主体	,,,, J
集落の整備	(1)過疎地域集落	コミュニティセンター等整備等事業	규	
	再編整備			
	 (2) 過疎地域持続			
	的発展特別事業			
	集落整備	地域コミュニティ推進事業	市	
		【事業内容】		
		地域コミュニティ推進事業を実施		
		する。		

【事業の必要性】	
コミュニティ助成事業及び地域コ	
ミュニティ活性化支援事業を実施す	
ることにより、地域活動の活性化を	
図るため。	
【見込まれる事業効果】	
地域活動の活性化	

コミュニティセンターなどの「市民文化系施設」については、施設の最適化、長寿命化対策・高付加価値化を実施します。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

様々な社会環境の変化に伴い、本市の文化財においては、保存のための資金不足、所有者や保存 団体関係者等の高齢化や後継者不足により、保護を取り巻く環境は厳しくなっており、保護に取り 組んできた所有者や保存団体関係者や自治体だけでは、十分な対応を行うことが困難な状況に陥 っています。また、伝統文化では、少子高齢化が進むなか、幼児から高齢者までの各層がより緊密 にコミュニケーションを図り、相互補完しあいながら伝統文化技能を次世代に継承していくこと が重要であり、今後はこれらの伝統文化の魅力を再発見し、新しい形に展開・情報発信するなど、 若者たちの積極的参加を促すような発展的保存継承活動が必要です。

(2) その対策

後世に伝えるまちづくりには、地域に根ざした文化財は欠くことのできない貴重な資産であり、 地域づくりの核となるものです。市内に残る多様な文化財を正確に調査・把握し、長期的な視野で 計画的に保存・活用を図ります。また歴史民俗資料館やとらまるパペットランド等の文化施設や、 国史跡引田城跡をはじめとする文化財を地域のシンボルとして、それらと一体となって価値をな す周辺の環境を含め、文化的な空間の創出に努めます。

◇ 主要施策

《文化財、文化・芸術の継承》

本市の文化財を、適切な保護により次世代へ継承するとともに、文化財、文化・芸術を活用 した地域文化の振興を図ります。また芸術文化施設や民俗行事・伝統芸能などの地域行事を世 代の人々の交歓の場として活用するなど、文化芸術活動や伝統文化継承活動の推進を図りま す。

持続的発展	事 業 名	事業内容	事業	備考
施策区分	(施 設 名)	デ 未 ri 石 	主体	IHI 7
地域文化の振興	(1)地域文化振興			
等	施設等			
	地域文化振興施	歴史民俗資料館整備等事業	市	
	設	とらまるパペットランド整備等事業	市	
	(2)過疎地域持続			
	的発展特別事業			
	地域文化振興	埋蔵文化財包蔵地調査事業	市	
		【事業内容】		
		埋蔵文化財包蔵地調査事業を実施		
		する。		
		【事業の必要性】		
		埋蔵文化財包蔵地の調査を実施す		

ることにより、地域文化の振興を図		
るため。		
【見込まれる事業効果】		
地域文化振興		
引田城跡保存活用事業	市	
【事業内容】		
引田城跡保存活用事業を実施する。		
【事業の必要性】		
国史跡引田城跡の保存活用事業を		
実施することにより、地域文化の振		
興を図るため。		
【見込まれる事業効果】		
地域文化振興		
四国遍路文化活用事業	市	
【事業内容】		
四国遍路文化活用事業を実施する。		
【事業の必要性】		
四国遍路文化の活用事業を実施す		
ることにより、地域文化の振興を図		
るため。		
【見込まれる事業効果】		
地域文化振興		_

歴史民俗資料館などの「社会教育系施設」については、施設の最適化・長寿命化対策・高付加価値化を実施します。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化が原因とされる異常気象は、昨今の集中豪雨や台風の大型化による自然災害の増加 をはじめ、身近な生活環境に様々な影響をもたらしています。本市の豊かな自然や特色ある産 業・文化を未来の世代に引き継ぎ、安全・安心にいつまでも住み続けられるまちの実現に向け、 市民や事業者などとともに取り組んでいく必要があります。

再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーは、エネルギーの安定的な供給の確保や環境への負荷の低減を図る上で重要であること、またエネルギーの地産地消による地域経済の発展に寄与することなどから再生可能エネルギーの利用を推進します。

(2) その対策

令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた各種取組みを市民・ 事業者・行政が連携し、推進しています。

2050年の脱炭素化に向けた取組みを促進するとともに、非常時の電力確保、地域のレジリエンス確保等のため、最新技術や社会の動向、導入効果を検討しながら、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入、森林等の二酸化炭素吸収源の整備に努めます。

また、家庭や事業所でのクリーンエネルギーの利用を推進し、普及啓発に向けた取組みを推進します。

(3) 事業計画

持続的発展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業 主体	備考
再生可能エネル	(1) 再生可能エネ	脱炭素化施設等整備等事業	市	
ギーの利用の推	ルギー利用施設			
進				
	(2) 過疎地域持続			
	的発展特別事業			
	再生可能エネル	住宅用クリーンエネルギー設備導入	市	
	ギー利用	費補助事業		
		【事業内容】		
		住宅用クリーンエネルギー設備導		
		入費補助事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		住宅用クリーンエネルギー設備導		
		入に係る補助を実施することによ		
		り、再生可能エネルギーの利用推進		
		を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		再生可能エネルギー利用推進		

本区分に該当する公共施設等のうち、公共施設等総合管理計画に該当するものはありません。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

【自然環境の保全と再生】

(1) 現況と問題点

環境の保全により、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつより質の高いものとして将来の世代へ 継承されなければなりません。また、環境への負担の少ない持続的に発展することができる社会を 構築するために環境保全の対策を自主的かつ積極的に行わなければなりません。

現状としては、不法投棄が後を絶たないなどの問題があります。

(2) その対策

環境美化委員による年3回程度のパトロールを行ったり、地域の現状把握により不法投棄場所 の洗い出しを行います。その対策として、不法投棄防止の看板やフェンスの設置を行います。

また、環境にやさしい活動の推奨として、団体の資源リサイクル活動や個人の生ごみ堆肥化容器 等の購入に対しての支援を行います。

そのほか、ボランティア団体による清掃活動の支援として、ボランティア用ごみ袋の配布を行います。

(3) 事業計画

持続的発展	事 業 名	事業内容	事業	備考
施策区分	(施 設 名)	・ ・ ・	主体	1佣 45
その他地域の持	(1)環境美化促進	不法投棄防止対策事業	市	
続的発展に関し				
必要な事項	(2)過疎地域持続	環境美化促進委員会運営支援事業	市	
自然環境の保	的発展特別事業	【事業内容】		
全と再生		環境美化促進委員会運営支援事業		
		を実施する。		
		【事業の必要性】		
		環境美化促進委員会の運営を支援		
		することにより、自然環境保全を促		
		進するため。		
		【見込まれる事業効果】		
		自然環境保全		
		ボランティア清掃活動支援事業	市	
		【事業内容】		
		ボランティア清掃活動支援事業を		
		実施する。		
		【事業の必要性】		
		ボランティア清掃活動を支援する		
		ことにより、自然環境保全を促進す		
		るため。		

【見込まれる事業効果】		
自然環境保全		
資源リサイクル活動奨励事業	市	
【事業内容】		
資源リサイクル活動奨励事業を実		
施する。		
【事業の必要性】		
資源リサイクル活動奨励制度を実		
施することにより、自然環境保全を		
促進するため。		
【見込まれる事業効果】		
自然環境保全		
生ごみ堆肥化補助事業	市	
【事業内容】		
生ごみ堆肥化補助事業を実施する。		
【事業の必要性】		
生ごみ堆肥化事業に係る補助を実		
施することにより、自然環境保全を		
促進するため。		
【見込まれる事業効果】		
自然環境保全		

本区分に該当する公共施設のうち、公共施設等総合管理計画に該当するものはありません。

14 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展	事業名		事業	
施策区分	(施設名)	事業内容	主体	備考
移住・定住・地	(1)過疎地域持続			各施策区分
域間交流の促	的発展特別事業			に応じた本
進、人材育成	移住・定住	移住・定住促進対策事業	市	市の持続的
		【事業内容】		発展に資す
		住宅取得補助及び家賃助成事業等		る事業であ
		を実施する。		り、各施策
		【事業の必要性】		の効果は移
		住宅取得補助及び家賃助成等を実		住・定住促
		施することにより、移住・定住促進		進等をはじ
		を図るため。		めとした将
		【見込まれる事業効果】		来の地域活
		移住・定住促進		力の更なる
	地域間交流	ASAトライアングル交流事業	市	向上の実現
		【事業内容】		につながる
		鳴門市、南あわじ市との交流連携		ものです。
		事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		県境を越えて近隣自治体と連携		
		し、本市の魅力を発信するため。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域間交流促進及び魅力発信		
		ファンツアー事業	市	
		【事業内容】		
		ファンツアー事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		市外の方を対象としたファンツア		
		一事業を実施することにより、関係		
		人口の増加等を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		関係人口の増加		
	人材育成	地域おこし協力隊事業	市	
		【事業内容】		
		地域おこし協力隊の委嘱		
		【事業の必要性】		
		地域おこし協力隊を委嘱すること		
		により、地域活性化及び関係人口等		

		の増加を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域活性化及び人材育成		
		地域活性化起業人事業	市	
		【事業内容】		
		地域活性化起業人の活用		
		【事業の必要性】		
		地域活性化起業人を活用すること		
		により、幅広く地域活性化に向けた		
		課題解決及び人材育成を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		 地域課題解決及び人材育成		
		 域学連携事業	市	
		【事業内容】		
		香川大学等との域学連携事業を実		
		 施する。		
		 【事業の必要性】		
		 大学生と市民が連携し、地域活性		
		 化に向けた取組みを推進するため。		
		 【見込まれる事業効果】		
		 地域活性化及び人材育成		
 産業の振興	 (4)過疎地域持続			
	的発展特別事業			
	第 1 次産業	│ │農業振興対策事業	市	
		 【事業内容】		
		 中山間地域等直接支払事業、多面的		
		機能支払交付金事業及び有害鳥獣等		
		被害防止対策事業等を実施する。		
		【事業の必要性】		
		- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		ことにより、施設及び環境整備等を		
		促進するため。		
		にこう いんの。 【見込まれる事業効果】		
		農業振興の促進		
		水産振興対策事業	市	
		【事業内容】	.,-	
		本子へいる 底堆積物回収・処理事業及び水産多		
		面的機能発揮対策事業等を実施する。		
		ニュルルロンローバンドナバリビスルロノの		

	【事業の必要性】		
	水産振興に係る補助等を実施する		
	ことにより、施設及び環境整備等を		
	促進するため。		
	【見込まれる事業効果】		
	水産振興の促進		
商工業・6次産		市	
業化	【事業内容】	.,,-	
	地場産品の需要喚起及び商工業者		
	の振興に係る補助事業等を実施する。		
	【事業の必要性】		
	地場産業振興に係る補助等を実施		
	することにより、施設及び環境整備		
	等を促進するため。		
	【見込まれる事業効果】		
	地場産業振興の促進		
	地域総合振興事業	市	
	【事業内容】		
	市内産業の育成に係る補助事業等		
	を実施する。		
	【事業の必要性】		
	市内産業の育成に係る補助等を実		
	施することにより、施設及び環境整		
	備等を促進するため。		
	【見込まれる事業効果】		
	産業振興の促進		
	育児休業取得促進事業	市	
	【事業内容】		
	育児休業取得促進に係る助成事業		
	等を実施する。		
	【事業の必要性】		
	市内事業所の育児休業取得促進に		
	係る助成等を行うことにより、労働		
	環境整備等を促進するため。		
	【見込まれる事業効果】		
	労働環境改善及び少子化対策		
	商工団体育成事業	市	
	【事業内容】		
	市内商工団体の育成に係る補助事		
•			

_		•
	業等を実施する。	
	【事業の必要性】	
	市内商工団体の育成に係る補助等	
	を実施することにより、地域経済の	
	活性化を促進するため。	
	【見込まれる事業効果】	
	地域経済の活性化	
観光	観光イベント補助事業	市
	【事業内容】	
	観光イベントに係る補助事業等を	
	実施する。	
	【事業の必要性】	
	観光イベントに係る補助等を行う	
	ことにより、観光産業等の振興を促	
	進し、地域のにぎわい創出を図るた	
	め。	
	【見込まれる事業効果】	
	観光産業等の振興及び地域のにぎ	
	わい創出	
	制光振興事業	市
	【事業内容】	
	市内観光に係る魅力発信事業等を	
	実施する。	
	【事業の必要性】	
	市内観光に係る魅力発信事業にお	
	ける補助等を実施することにより、	
	観光産業等の振興を促進するため。	
	【見込まれる事業効果】	
	観光振興及び魅力発信	
 企業誘致	企業立地促進事業	市
	【事業内容】	·
	企業立地に係る助成等を実施する。	
	「事業の必要性」	
	企業立地に係る助成等を実施する	
	ことにより、企業立地及び施設整備	
	等を促進するため。	
	【見込まれる事業効果】	
	産業の活性化及び雇用機会の拡充	
	A STATE OF THE PROPERTY OF THE	

交通施設の整	(3) 過疎地域持続			
備、交通手段の	的発展特別事業			
確保	公共交通	地域公共交通推進事業	市	
		【事業内容】		
		地域公共交通推進事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		地域公共交通推進事業を実施する		
		ことにより、公共交通ネットワーク		
		の構築等の体制整備を促進するた		
		め。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域公共交通の体制整備		
		地域公共交通施設整備等事業	市	
		【事業内容】		
		地域公共交通推進に係る施設整備		
		補助等を実施する。		
		【事業の必要性】		
		地域公共交通に係る施設整備補助		
		等を実施することにより、地域公共		
		交通の体制整備を促進するため。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域公共交通の体制整備		
マ本ィ四块のか	/0\ \同 7± 1h 1+ ++ /±			
子育て環境の確	(3)過疎地域持続			
保健及び福祉の	│的発展特別事業 │ │ 児童福祉	新生児定額給付金事業	市	
向上及び増進	元里 油 组	初生先足般和的亚 争来 【事業内容】	נוו	
円工及び垣座		新生児に定額給付金を支給する。		
		利主がに と 使品 内 並 さ 文 相 す る。 【事業の必要性】		
		・ 子育でに係る経済的支援を実施す		
		ることにより、子育て環境の改善を		
		図るため。		
		図るため。 【見込まれる事業効果】		
		子育て環境の改善		
	 高齢者・障害者	情報通信基盤を活用したサポート事	市	
			'''	
	IB III	** 【事業内容】		
		高齢者の安否確認に係る緊急通報		
		システム等の整備・運用を行う。		
		ンハノムサツ正開「圧用で削り。		

	「車業の必要性」	
	【事業の必要性】	
	高齢者の安否確認等に係る環境整	
	備を実施することにより、高齢者の	
	福祉増進を図るため。	
	【見込まれる事業効果】	
	高齢者の福祉増進	
	敬老事業	市
	【事業内容】	
	敬老事業実施に係る補助事業を実	
	施する。	
	【事業の必要性】	
	敬老事業を実施することにより、	
	高齢者のいきがいづくり支援を図る	
	ため。	
	【見込まれる事業効果】	
	高齢者のいきがいづくり	
健康づくり	予防事業一般	市
	【事業内容】	
	子どもインフルエンザ予防接種費	
	用助成事業等を実施する。	
	【事業の必要性】	
	予防接種等に係る助成事業を実施	
	 することにより、健康増進を図るた	
	 め。	
	 【見込まれる事業効果】	
	保健及び福祉の向上及び増進	
その他	特定不妊治療費助成事業	市
	【事業内容】	
	特定不妊治療費に係る助成事業を	
	実施する。	
	へ鳴りる。 【事業の必要性】	
	特定不妊治療に係る助成事業を実	
	施することにより、妊娠支援及び経	
	済的負担軽減を図るため。	
	少子化対策	
	・ グラル対象 ・ 妊婦健診受診支援事業	市
	妊婦健診支診支援事業 【事業内容】	111
	妊婦健診受診に係る交通費等の助	

成事業を実施する。	
【事業の必要性】	
妊婦健診受診に係る助成事業を実	
施することにより、妊娠支援及び経	
済的負担軽減を図るため。	
【見込まれる事業効果】	
少子化対策	
 医療の確保	
的発展特別事業	
その他重度心身障害者等医療市	
【事業内容】	
重度心身障害者等医療費給付事業	
を実施する。	
【事業の必要性】	
重度心身障害者等に係る医療費給	
付事業を実施することにより、福祉	
の増進及び経済的負担軽減を図るた	
by o	
【見込まれる事業効果】	
福祉の向上	
ことり親家庭等医療 市	
【事業内容】	
ひとり親家庭等医療費給付事業を	
実施する。	
【事業の必要性】	
ひとり親家庭等に係る医療費給付	
事業を実施することにより、福祉の	
増進及び経済的負担軽減を図るた	
හ්	
【見込まれる事業効果】	
福祉の向上	
【事業内容】	
乳幼児医療費給付事業を実施する。	
【事業の必要性】	
乳幼児に係る医療費給付事業を実	
施することにより、疾病の早期発見	
と治療を促進し、福祉の増進及び経	

	1			
		済的負担軽減を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		福祉の向上		
		子ども医療	市	
		【事業内容】		
		子ども医療費給付事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		小中学生に係る医療費給付事業を		
		実施することにより、疾病の早期発		
		見と治療を促進し、福祉の増進及び		
		経済的負担軽減を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		福祉の向上		
		後期高齢者医療	市	
		【事業内容】		
		後期高齢者医療費給付事業を実施		
		する。		
		 【事業の必要性】		
		 後期高齢者に係る医療費給付事業		
		 を実施することにより、福祉の増進		
		 及び経済的負担軽減を図るため。		
		 【見込まれる事業効果】		
		福祉の向上		
教育の振興	(3)過疎地域持続			
	的発展特別事業			
	義務教育	 スクールバス等運営委託事業	市	
		【事業内容】		
		スクールバス等運営委託事業を実		
		施する。		
		『 【事業の必要性】		
		小学校統合に係る通学支援を実施		
		することにより、教育環境の整備を		
		図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		教育環境の整備		
			市	
		【事業内容】	"	
		【デボバロ】 外国語教育推進事業を実施する。		
		/ 「日明かり正と予不と大心する。		

		【事業の必要性】		
		英語教育等の推進に係る事業を実		
		施することにより、外国語教育の充		
		実を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		外国語教育の充実		
		特別支援教育支援員整備事業	市	
		【事業内容】	.,,•	
		もずべい		
		施する。		
		パニノ U 。 【事業の必要性】		
		特別支援教育支援員を整備するこ		
		とにより、教育環境の整備を図るた		
		め。		
		~~。 【見込まれる事業効果】		
		教育環境の整備		
		17 12 X 27 02 TE IM		
 集落の整備	(2)過疎地域持続			
	的発展特別事業			
	集落整備	地域コミュニティ推進事業	市	
		【事業内容】		
		地域コミュニティ推進事業を実施		
		する。		
		【事業の必要性】		
		コミュニティ助成事業及び地域コ		
		ミュニティ活性化支援事業を実施す		
		ることにより、地域活動の活性化を		
		図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域活動の活性化		
地域文化の振興	(2)過疎地域持続			
等	的発展特別事業			
	地域文化振興	埋蔵文化財包蔵地調査事業	市	
		【事業内容】		
		埋蔵文化財包蔵地調査事業を実施		
		する。		
		【事業の必要性】		
		埋蔵文化財包蔵地の調査を実施す		

		ることにより、地域文化の振興を図		
		るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域文化振興		
		引田城跡保存活用事業	市	
		【事業内容】		
		引田城跡保存活用事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		国史跡引田城跡の保存活用事業を		
		実施することにより、地域文化の振		
		興を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域文化振興		
		四国遍路文化活用事業	市	
		【事業内容】		
		四国遍路文化活用事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		四国遍路文化の活用事業を実施す		
		ることにより、地域文化の振興を図		
		るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		地域文化振興		
再生可能エネル	(2)過疎地域持続			
ギーの利用の推	 的発展特別事業			
進	再生可能エネル	 住宅用クリーンエネルギー設備導入	市	
	ギー利用	費補助事業		
		【事業内容】		
		住宅用クリーンエネルギー設備導		
		入費補助事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		住宅用クリーンエネルギー設備導		
		入に係る補助を実施することによ		
		り、再生可能エネルギーの利用推進		
		を図るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		再生可能エネルギー利用推進		
L	l	1		1

その他地域の持	(2) 過疎地域持続			
 続的発展に関し	 的発展特別事業			
 必要な事項		│ │環境美化促進委員会運営支援事業	市	
自然環境の保		 【事業内容】		
全と再生		 環境美化促進委員会運営支援事業		
		 を実施する。		
		 【事業の必要性】		
		│ □ 環境美化促進委員会の運営を支援		
		 することにより、自然環境保全を促		
		 進するため。		
		 【見込まれる事業効果】		
		 自然環境保全		
		 ボランティア清掃活動支援事業	市	
		【事業内容】		
		ボランティア清掃活動支援事業を		
		実施する。		
		【事業の必要性】		
		ボランティア清掃活動を支援する		
		ことにより、自然環境保全を促進す		
		るため。		
		【見込まれる事業効果】		
		自然環境保全		
		資源リサイクル活動奨励事業	市	
		【事業内容】		
		資源リサイクル活動奨励事業を実		
		施する。		
		【事業の必要性】		
		資源リサイクル活動奨励制度を実		
		施することにより、自然環境保全を		
		促進するため。		
		【見込まれる事業効果】		
		自然環境保全		
		生ごみ堆肥化補助事業	市	
		【事業内容】		
		生ごみ堆肥化補助事業を実施する。		
		【事業の必要性】		
		生ごみ堆肥化事業に係る補助を実		
		施することにより、自然環境保全を		
		促進するため。		

【見込む	まれる事業効果】	
自然理	環境保全	